

久喜市都市計画マスタープランの  
一部改定（案）



久喜市都市計画マスタープランの一部改定に伴う新旧対照表

頁 等	改 定 後	改 定 前
3 頁	<p>■部門別行政計画</p> <p>○<u>埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針</u></p> <p>○久喜市環境保全率先実行計画</p> <p>○久喜市地域防災計画</p> <p>○久喜市地域福祉計画・久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画</p> <p>○久喜市国土強靱化地域計画</p>	<p>■部門別行政計画</p> <p>○<u>田園都市産業ゾーン基本方針</u></p> <p>○久喜市環境保全率先実行計画</p> <p>○久喜市地域防災計画</p> <p>○久喜市地域福祉計画・久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画</p>
6 頁	<p>(1) 位置と地勢</p> <p>本市は、埼玉県<small>の</small>東北部にあり、都心まで50km圏内<small>に</small>あります。</p> <p>(略)</p> <p>面積は82.41km<sup>2</sup>、市域は東西約15.6km、南北約13.2km、市域全体がほぼ平坦な地形となっています。</p> <p>気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属しています。平均気温は14.9℃、年間平均降水量は1,321.4mmです。</p> <p>(1991～2020年、熊谷地方気象台久喜観測所)</p>	<p>(1) 位置と地勢</p> <p>本市は、埼玉県<small>の</small>東北部にあり、都心まで50km圏__にあります。</p> <p>(略)</p> <p>面積は82.4__km<sup>2</sup>、市域は東西約15.6km、南北約13.2km、市域全体がほぼ平坦な地形となっています。</p> <p>気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属しています。平均気温は14.5℃、年間平均降水量は1,281.1mmです。</p> <p>(1981～2010年、熊谷地方気象台____)</p>
7 頁	<p>(2) 人口の推移</p> <p>人口(令和2年国勢調査)は150,582人であり、県内63市町村中第11番目の人口規模を有しています。年齢別の構成をみると、年少人口(14歳以下)は16,537人(総人口の11.0%)、高齢人口(65歳以上)は46,097人(総人口の30.6%)となっています。また、平成17年と比較して、年少人口は2.4ポイント減少、高齢人口は14.2ポイント増加しており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。</p>	<p>(2) 人口の推移</p> <p>人口(平成22年国勢調査)は154,310人であり、県内39市中第12番目の人口規模を持っています。年齢別の構成をみると、年少人口(14歳以下)は19,009人(総人口の12.3%)、高齢人口(65歳以上)は32,067人(総人口の20.8%)となっています。また、平成7年と比較して、年少人口は5.5ポイント減少、高齢人口は10.6ポイント増加しており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。</p>

頁 等	改 定 後	改 定 前
7 頁「年齢別人口構成の推移」	別紙 1 - 1 参照	別紙 1 - 2 参照
8 頁「将来人口の推計」	別紙 2 - 1 参照	別紙 2 - 2 参照
10 頁	<p>(3) 工業・流通系土地利用</p> <p>市内の工業地としては、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地等の工業団地のほか、菖蒲北部地区や菖蒲南部産業団地などの産業拠点があげられます。これらの産業拠点では交通条件の良さから、製造業・流通業を中心とした企業が立地しています。また、<u>首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）の県内全線開通に伴い、本市は首都圏でも有数の交通の要衝となっており、本市への企業立地の需要はますます高まっています。そのため、新たな雇用の創出や地域の活性化に向け、田園環境と調和した産業基盤づくりを促進するとともに、企業の誘致を推進する必要があります。</u></p>	<p>(3) 工業・流通系土地利用</p> <p>市内の工業地としては、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地等の工業団地のほか、菖蒲北部地区や菖蒲南部産業団地などの産業拠点があげられます。これらの産業拠点では交通条件の良さから、製造業・流通業を中心とした企業が立地しています。<u>現在工事が進められている首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）の開通に伴い、本市は首都圏でも有数の交通の要衝となることから、企業立地の可能性はさらに高まるものと思われます。新たな雇いを創出し、地域を活性化させるため、これらの充実した交通体系を活かした企業の誘致等の推進が必要となっています。</u></p>

頁 等	改 定 後	改 定 前
11頁	<p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>【参考】都市計画法に基づく区域区分および用途地域</p> <p>(略)</p> <p>(4) 農業系土地利用</p> <p>(略)</p> <p>【参考】農用地区域の状況</p> <p>市街化調整区域内では農業振興地域内に農用地区域を定め_____しています。農用地区域とは、将来にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域であり、農業以外の利用を制限しています。</p>	<p>また、圏央道の久喜白岡ジャンクションから白岡菖蒲インターチェンジ間が整備されたことから、開発ポテンシャルが高まることが予想されます。このため、田園環境と調和した産業基盤づくりを促進していく必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>【参考】都市計画_____</p> <p>区域区分および用途別土地利用</p> <p>(略)</p> <p>(4) 農業系土地利用</p> <p>(略)</p> <p>【参考】農用地_____の状況</p> <p>市街化調整区域内では農業振興地域内に農用地区域を定め、農用地を指定しています。農用地_____とは、将来にわたり農業上の利用を確保すべき土地_____であり、農業以外の利用を制限しています。</p>
12頁「土地利用の現状と課題」	別紙3-1参照	別紙3-2参照

頁 等	改 定 後	改 定 前
13頁	<p>(1) 公共交通 (略)</p> <p>市内のバス路線としては、久喜駅を起点とした路線（久喜駅西口～菖蒲仲橋、久喜駅東口～青葉団地）、東鷲宮駅を起点とした路線（東鷲宮駅西口～豊野コミュニティセンター）、菖蒲車庫を起点とした路線（菖蒲車庫～桶川駅東口、菖蒲車庫～蓮田駅西口）などが運行されており、これらの路線の維持・充実が求められます。</p> <p>このほか、本市では、<u>公共施設等への交通手段を確保し、市民の生活利便性を高めるため、市内循環バスやデマンド交通（くきまる）、くきふれあいタクシー（補助タク）を</u> _____運行しています。</p> <p>(2) 道路体系 本市は_____、国道4号、122号、<u>主要地方道さいたま栗橋線等の幹線道路が南北方向に縦断しています</u> _____。また、<u>高速道路については、東北縦貫自動車道（以下、「東北道」という。）の久喜インターチェンジ及び圏央道の白岡菖蒲インターチェンジが設置されているほか、東北道と圏央道が久喜白岡ジャンクションで接続しており、広域的な交通体系に恵まれています。</u></p>	<p>(1) 公共交通 (略)</p> <p>市内のバス路線としては、久喜駅を起点とした路線（久喜駅西口～菖蒲仲橋、久喜駅東口～青葉団地）、東鷲宮駅を起点とした路線（東鷲宮駅西口～<u>加須川口循環・川口3丁目</u>）、菖蒲車庫を起点とした路線（菖蒲車庫～桶川駅東口、菖蒲車庫～蓮田駅西口）などが運行されており、これら<u>路線の維持・充実が求められます。</u></p> <p>このほか、本市では_____</p> <p>_____市内循環バス7系統を運行しており（現在は久喜地区のみ）、<u>公共施設等への交通手段の確保、市民の生活利便性を高めるために運行しています。</u></p> <p>(2) 道路体系 本市は、<u>東北縦貫自動車道（以下、「東北道」という。）</u>、国道4号、122号<u>及び主要地方道さいたま栗橋線等の幹線道路が南北方向に縦断し、広域交通体系に恵まれています。</u><u>圏央道の久喜白岡ジャンクション及び白岡菖蒲インターチェンジが整備され、東北道の久喜インターチェンジを含め、2か所のインターチェンジがあり、広域交通の機能や利便性の一層の向上が図られました。</u></p>

頁 等	改 定 後	改 定 前
13頁	<p>今後は、都市間移動を円滑にする広域道路ネットワークを形成するために、<u>スマートインターチェンジの設置を推進するとともに</u>、移動時間の短縮に大きな効果のある国道や主要地方道などの幹線道路を重点的に整備し、日常生活や社会経済活動を支える円滑な道路交通を確保することが課題となっています。</p> <p>(略)</p>	<p>今後は、都市間移動を円滑にする広域道路ネットワークを形成するために_____、移動時間の短縮に大きな効果のある国道や主要地方道などの幹線道路を重点的に整備し、日常生活や社会経済活動を支える円滑な道路交通を確保することが課題となっています。</p> <p>(略)</p>
14頁「都市計画道路整備率」	別紙4-1参照	別紙4-2参照
14頁	<p>(3) 超高齢社会にふさわしい交通環境</p> <p><u>本市の総人口に占める高齢者人口の割合は30.6% (令和2年国勢調査) であり、高齢化率が21%を超える超高齢社会となっています</u>_____。</p> <p>超高齢社会にふさわしい移動手段を確保するために、公共交通の一層の充実が課題となります。現在、本市では、<u>市内循環バスやデマンド交通(くきまる)、くきふれあいタクシー(補助タク)</u>を運行していますが、利便性の向上や市内の交通不便地区の改善を図るため、路線や便数の再編_____などが_____などが課題となっています。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 超高齢社会にふさわしい交通環境</p> <p>_____高齢者人口の割合が今後も高まると、平成30年中に_____高齢化率が21%を超える超高齢社会となる_____ことが想定されます。</p> <p>超高齢社会にふさわしい移動手段を確保するために、公共交通の一層の充実が課題となります。現在、<u>久喜地区では市内循環バス</u>_____を_____を運行していますが、利便性の向上や市内の交通不便地区の改善を図るため、路線や便数の再編や、<u>新たな公共交通システムの整備</u>などが課題となっています。</p> <p>(略)</p>

頁 等	改 定 後	改 定 前
14頁	<p>(4) 地域資源を活かした観光交流 (略)</p> <p><u>      </u>菖蒲地区には、<u>圏央道の休憩施設(パーキングエリア)</u>が設置されています。今後は、<u>一般道利用者や地域住民も利用できる観光交流拠点の</u>整備が望まれています。(略)</p>	<p>(4) 地域資源を活かした観光交流 (略)</p> <p><u>今後、菖蒲地区に</u>圏央道の休憩施設が整備される予定があるなど、<u>      </u>一般道利用者や地域住民も利用できる観光交流拠点とした整備が望まれています。(略)</p>
15頁「交通体系の現況と課題」	別紙5-1参照	別紙5-2参照
18頁「各地区の主要な公園一覧」	別紙6-1参照	別紙6-2参照
18頁「緑・水の現況と課題」	別紙7-1参照	別紙7-2参照
19頁	<p>(1) 都市防災</p> <p>駅等を中心とした既成市街地の一部には、老朽化した建物が密集し、緊急車両が通れない狭い道路がみられるなど、防災上危険な区域があります。これらの市街地については、狭い道路の拡幅や建物の不燃化などによる災害に強い市街地の形成が必要となっています。</p> <p><u>市街化調整区域のうち、水害時に浸水等の被害が想定される地域については、新たな住宅開発を抑制します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(1) 都市防災</p> <p>駅等を中心とした既成市街地の一部には、老朽化した建物が密集し、緊急車両が通れない狭い道路がみられるなど、防災上危険な区域があります。これらの市街地については、狭い道路の拡幅や建物の不燃化などによる災害に強い市街地の形成が必要となっています。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>
20頁「防災の現況と課題」	別紙8-1参照	別紙8-2参照



頁 等	改 定 後	改 定 前
29頁	<p>(3) 都市構造 (略)</p> <p>■都市核  <u>鉄道駅をはじめとした公共交通の拠点地域</u>を、商業・文化・行政サービス等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう本市の都市核と位置づけ、それぞれの地域特性を活かした市街地形成を図ります。 (略)</p> <p>■産業系ゾーン  本市の産業面での活力を生み出す産業拠点の形成を図るため、<u>インターチェンジ周辺や広域交流軸</u>が結節する交通条件の優れた地域や既存の工業団地を産業系ゾーンと位置づけ、本市の将来を担う新たな産業拠点の形成を図ります。</p>	<p>(3) 都市構造 (略)</p> <p>■都市核  <u>市役所、各総合支所、駅の周辺地域</u>を、商業・文化・行政サービス等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう本市の都市核と位置づけ、それぞれの地域特性を活かした市街地形成を図ります。 (略)</p> <p>■産業系ゾーン  本市の産業面での活力を生み出す産業拠点の形成を図るため、<u>インターチェンジ周辺や広域道路軸</u>が結節する交通条件の優れた地域や既存の工業団地を産業系ゾーンと位置づけ、本市の将来を担う新たな産業拠点の形成を図ります。</p>
30頁「都市構造図」	別紙9-1参照	別紙9-2参照

頁 等	改 定 後	改 定 前
33頁	<p>2. 産業拠点の整備育成</p> <p>(1) 幹線道路沿道等における新たな産業立地の誘導</p> <p>■<u>産業基盤整備の促進</u></p> <p><u>インターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道等において、高い交通利便性を生かした産業基盤の整備を促進します。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>2. 産業拠点の整備育成</p> <p>(1) 幹線道路沿道等における新たな産業立地の誘導</p> <p>■<u>産業ゾーンの計画的配置</u></p> <p><u>圏央道、国道122号及び125号などの広域交通体系を活かし、計画的な産業ゾーンの形成を図ります。</u></p> <p>■<u>産業地の整備誘導</u></p> <p><u>国道122号沿線(菖蒲地区)や白岡菖蒲インターチェンジ周辺において、地域産業の発展と雇用創出に資する産業地の整備誘導を図ります。</u></p> <p>■<u>新たな産業誘致</u></p> <p><u>国道125号及び主要地方道さいたま栗橋線(栗橋地区)、一般県道幸手久喜線(鷲宮地区)の交通利便性を活かし、本市北部において産業立地の受け皿となる新たな都市基盤の整備を促進します。</u></p>
34頁	<p>(2) 田園環境と調和した秩序ある住宅市街地の整備</p> <p>(略)</p> <p>■<u>地域事情を踏まえた農村集落等の整備</u></p> <p>農用地区域などの優良農地の保全を基本とする地域においては、<u>_____コミュニティ維持の観点など地域事情を踏まえた農村集落等の整備を図ります。</u></p>	<p>(2) 田園環境と調和した秩序ある住宅市街地の整備</p> <p>(略)</p> <p>■<u>地域事情を踏まえた緩やかな開発の誘導</u></p> <p>農用地区域などの優良農地の保全を基本とする地区においては、<u>集団農地を除きコミュニティ維持の観点など地域事情を踏まえた緩やかな開発を誘導します。</u></p>
35頁「活力創造の方針図」	別紙10-1参照	別紙10-2参照

頁 等	改 定 後	改 定 前
36頁	<p>(1) 効率的な幹線道路体系の整備 (略)</p> <p>■都市計画道路の見直し 市内外の交通状況の変化により、都市計画道路の廃止・延伸等計画的に見直しを図ります。</p> <p>■<u>スマートインターチェンジの設置等</u> <u>東北道や圏央道等による交通利便性を最大限に活かすため、久喜駅東側における圏央道スマートインターチェンジの設置に向けた検討を行うとともに、関連する道路の整備を推進します。</u></p>	<p>(1) 効率的な幹線道路体系の整備 (略)</p> <p>■都市計画道路の見直し 市内外の交通状況の変化により、都市計画道路の廃止・延伸等計画的に見直しを図ります。 (新規)</p>

頁 等	改 定 後	改 定 前
38頁	<p>3. 快適で利便性の高い公共交通の整備</p> <p>(1) 鉄道の利便性の向上、既存の路線バスの維持</p> <p>■<u>駅方向へのバス路線など交通環境の充実</u></p> <p>市内各地区から駅方向への交通利便性が改善されるようバス路線の充実を促進するとともに、<u>デマンド交通</u>など市民ニーズに対応した公共交通を適切に運用します_____。</p> <p>■<u>駅周辺 交通環境のバリアフリー化の推進</u></p> <p>駅周辺における整備開発等に併せて、高齢者等に対応したエレベーター、エスカレーター等の設置を図るなど_____利便性向上を図ります。</p> <p>(2) 交通不便地域や高齢者の移動手段に配慮した公共交通の整備</p> <p>■<u>公共交通の拡充・再編、路線バスの充実</u></p> <p>高齢社会に対応した移動手段の必要性や、環境意識の高まり、バリアフリー環境の不足等に対応し、<u>市内循環バスやデマンド交通</u>等の利用状況を検証しながら必要な見直しを行うとともに、民間事業者が運行する<u>路線バスの充実</u>を促進します。</p> <p>(削除)</p>	<p>3. 快適で利便性の高い公共交通の整備</p> <p>(1) 鉄道の利便性の向上、既存の路線バスの維持</p> <p>■<u>駅方向へのバス路線など交通環境の充実</u></p> <p>市内各地区から駅方向への交通利便性が改善されるようバス路線の充実を促進するとともに、<u>デマンドバス</u>など市民ニーズに対応した公共交通システムの導入に努めます。</p> <p>■<u>駅施設等交通環境のバリアフリー化の推進</u></p> <p>駅施設の整備改修等_____に併せて、高齢者等に対応したエレベーター、エスカレーター等の設置を図るなど<u>駅の利便性向上</u>を図ります。</p> <p>(2) 交通不便地域や高齢者の移動手段に配慮した公共交通の整備</p> <p>■<u>市内循環バス等の拡充・再編による利用促進</u></p> <p>高齢社会に対応した移動手段の必要性や、環境意識の高まり、バリアフリー環境の不足等に対応し、<u>市内循環バス</u>_____等の拡充・再編を図ります_____。</p> <p>■<u>本市の交流を図る公共交通の充実</u></p> <p><u>公共交通の充実のため、循環バスの必要に応じた再編とデマンドバス等の導入を図るほか、路線バスの充実を促進します。</u></p>

頁 等	改 定 後	改 定 前
39頁「交流推進の方針図」	別紙11-1参照	別紙11-2参照
41頁	<p>2. 自然や農地が有する多面的機能の確保</p> <p>(1) 農地等における生物生息、雨水涵養等の多面的機能の確保 (略)</p> <p>■水辺環境や生物生息状況に基づく保全活動等の支援</p> <p>市内各所の豊かな水辺環境や、生物生息環境等を踏まえ、水路の水質浄化など環境保全の取組みを進めます。(略)</p>	<p>2. 自然や農地が有する多面的機能の確保</p> <p>(1) 農地等における生物生息、雨水涵養等の多面的機能の確保 (略)</p> <p>■水辺環境や生物生息状況に基づく保全活動等の支援</p> <p>市内各所の豊かな水辺環境や、生物生息環境等を踏まえ、水路の水質浄化など環境保全の取組みを要する区域を設定します。(略)</p>
44頁「環境共生の方針図」	別紙12-1参照	別紙12-2参照
48頁「安心定住の方針図」	別紙13-1参照	別紙13-2参照
53頁	<p>3. 地区整備の方針</p> <p>(1) 駅前中心地に活気と魅力をもたらす環境づくり (略)</p> <p>■駅前付近において待合・休憩スペース_____など、駅利用者を中心とした市民生活の利便性向上を果たす機能の導入を推進します。</p> <p>■久喜駅東口及び西口の駅前環境整備をはじめ、土地の有効活用による住宅供給を促進し、若年層の街なかへの居住を誘導するなど中心地の活力再生に取り組みます。</p>	<p>3. 地区整備の方針</p> <p>(1) 駅前中心地に活気と魅力をもたらす環境づくり (略)</p> <p>■駅前付近において待合・休憩スペース、駅前行政サービス、保育サービスなど、駅利用者を中心とした市民生活の利便性向上を果たす機能の導入を推進します。</p> <p>■駅西口一帯_____の駅前環境整備をはじめ、土地の有効活用による住宅供給を促進し、若年層の街なかへの居住を誘導するなど中心地の活力再生に取り組みます。</p>

頁 等	改 定 後	改 定 前
54頁	<p>(5) 道路体系の改善による交通円滑化の推進</p> <p>■都市計画道路(杉戸久喜線などの未整備区間)の整備を推進するとともに、<u>主要な交差点の</u> _____ 改良等による交通の円滑化を促進します。</p> <p>■<u>圏央道側道の整備</u> _____、都市計画道路北中曽根三箇線延伸など、菖蒲地区、鷺宮地区との間で市の一体化を促す幹線道路の整備を推進します。</p> <p>■<u>圏央道へのスマートインターチェンジの設置や、都市計画道路久喜東停車場線及び平沼和戸線の整備</u>を推進します。</p> <p>(6) 定住・就労環境の確保(削除)</p>	<p>(5) 道路体系の改善による交通円滑化の推進</p> <p>■都市計画道路(杉戸久喜線などの未整備区間)の整備を推進するとともに、<u>主要地方道上尾久喜線(下早見)の交差点改良等</u>による交通の円滑化を促進します。</p> <p>■<u>圏央道側道の整備、西堀・北中曽根線の整備</u>、都市計画道路北中曽根三箇線延伸など、菖蒲地区、鷺宮地区との間で市の一体化を促す幹線道路の整備を推進します。(新規)</p> <p>(6) 定住・就労環境の確保 <u>清久工業団地周辺土地区画整理事業イメージ図</u></p>
55頁「地区整備構想図」	別紙14-1参照	別紙14-2参照

頁 等	改 定 後	改 定 前
56頁	<p>1. 菖蒲地区の課題 (略)</p> <p>■地区内には圏央道の白岡菖蒲インターチェンジが開通し、圏央道休憩施設（パーキングエリア）の整備が完了したことから、地域資源として定着したラベンダー、あやめなど花のまちづくりや田園環境などを活用しながら観光交流を進めていくとともに、地域雇用を創出する産業の誘致や、田園と共生する定住環境を整備していくことが求められています。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 菖蒲地区の課題 (略)</p> <p>■地区内には圏央道の白岡菖蒲インターチェンジが開通し、圏央道休憩施設（パーキングエリア等）の整備が予定されることから、地域資源として定着したラベンダー、あやめなど花のまちづくりや田園環境などを活用しながら観光交流を進めていくとともに、地域雇用を創出する産業の誘致や、田園と共生する定住環境を整備していくことが求められています。</p> <p>(略)</p>
57頁	<p>3. 地区整備の方針 (1) 歴史・文化や地域資源を生かした観光交流の推進 (略)</p> <p>■圏央道休憩施設（パーキングエリア）の整備を契機として、これを活用した観光拠点の整備やスマートインターチェンジの設置等を促進するとともに、観光交流拠点と周辺道路体系との連携を図ります。</p> <p>■菖蒲清掃センターに新たなごみ処理施設の建設を推進するとともに、新たなごみ処理施設と一体となった（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備を推進し、地域振興の拠点を創出します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3. 地区整備の方針 (1) 歴史・文化や地域資源を生かした観光交流の推進 (略)</p> <p>■圏央道休憩施設（パーキングエリア等）の整備を契機として、これを活用した観光拠点の整備やスマートインターチェンジの設置等を促進するとともに、観光交流拠点と周辺道路体系との連携を図ります。</p> <p>■菖蒲清掃センターに新たなごみ処理施設の建設を推進するとともに、新たなごみ処理施設と一体となった_____本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備を推進します、_____。また、国道122号沿線に道の駅などの地域振興施設の立地について取り組みます。</p>

頁 等	改 定 後	改 定 前
58頁	<p>(3) 田園と共生し地域活性化に寄与する定住環境の創出</p> <p>■<u>地区住民の定住を支える生活・交流の中心として、菖蒲バスターミナル</u> 周辺を位置づけるとともに、既存市街地の環境改善を図り地区全体の活性化に取り組みます。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 地域を支える産業・交流の活性化</p> <p>(略)</p> <p>■<u>公共交通の充実のため、市内循環バスの必要に応じた路線等の検討を行うとともに、デマンド交通(くきまる)やくきふれあいタクシー(補助タク)の利用状況等を検証し、必要な見直しを行います。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(3) 田園と共生し地域活性化に寄与する定住環境の創出</p> <p>■<u>地区住民の定住を支える生活・交流の中心として、新たに設ける交通結節点周辺を位置づけるとともに、既存市街地の環境改善を図り地区全体の活性化に取り組みます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 地域を支える産業・交流の活性化</p> <p>(略)</p> <p>■<u>公共交通の充実のため、市内循環バスの必要に応じた路線等の検討とデマンドバス等の導入を図るほか、高速バス・路線バス・デマンドバス等の交通結節点の設置を推進します。</u></p> <p>(略)</p>
59頁	<p>■<u>遊水地等の資源を活かし、また、観光交流施設等との連携を踏まえつつ総合運動公園の整備に努めます。</u></p> <p>■<u>農業の振興と地域の活性化を図るため、防災機能やスポーツ振興拠点としての機能を併せ持つ農業振興拠点(道の駅)の整備を推進します。</u></p>	<p>■<u>遊水地等の資源を活かし、また、観光交流施設等との連携を踏まえつつ総合運動公園の整備に努めます。</u></p> <p>(新規)</p>

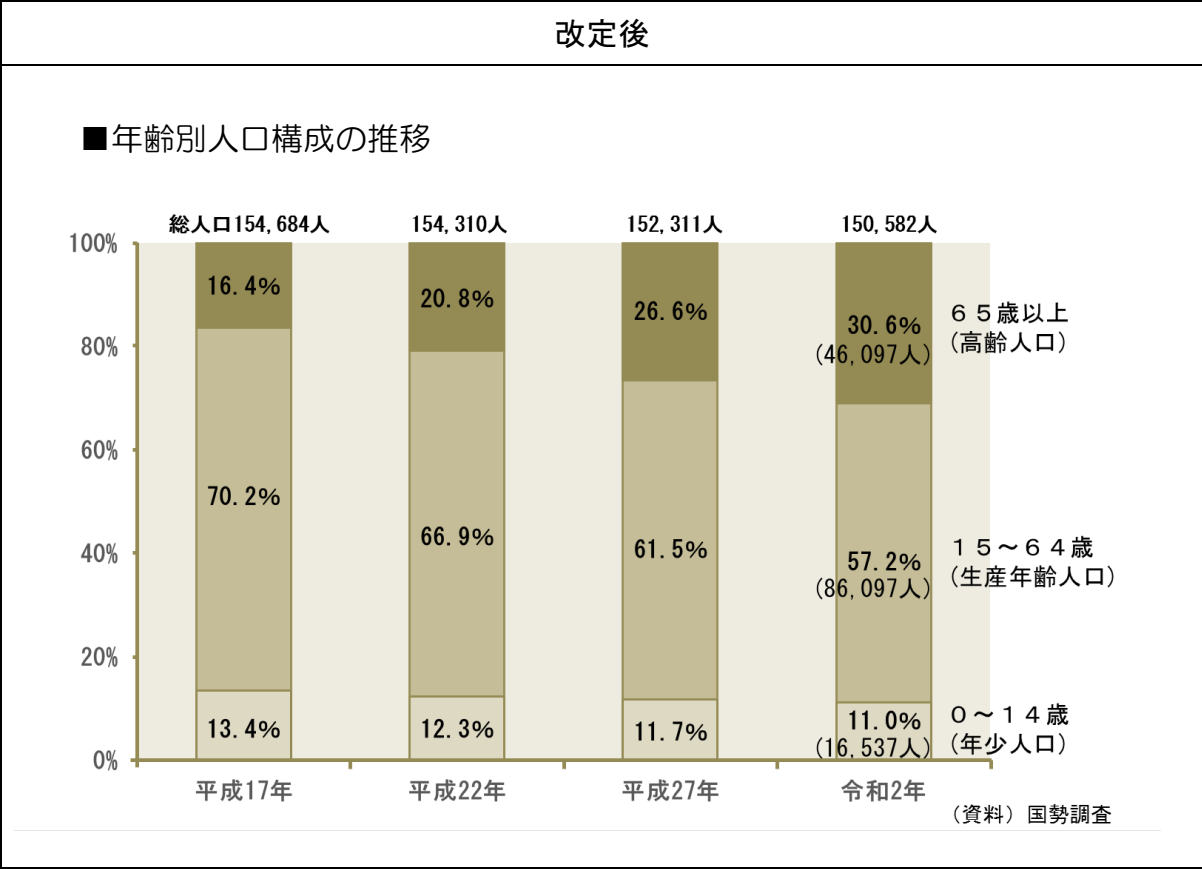


頁 等	改 定 後	改 定 前
59頁	<p>(6) 公共施設等の適正管理と有効活用 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 公共施設等の適正管理と有効活用</p> <p><u>■埼玉県立菖蒲高校跡地の活用を促進するとともに、当面の安全上の管理(暗がりの改善等)、さらには既存建物の除却及び整地等の対策を促進します。</u></p> <p><u>■菖蒲老人福祉センターの有効活用及び送迎バス等によるサービスの改善を図るとともに、指定管理者の導入を含めた施設の有効活用について取り組みます。</u></p> <p>(略)</p>
59頁「地区整備構想図」	別紙15-1参照	別紙15-2参照
61頁	<p>3. 地区整備の方針</p> <p>(1) 駅を中心とした整備による街の活性化 (略)</p> <p><u>■栗橋駅東口周辺における自動車等の交通の円滑化を図るとともに、歩行者環境を整備するため、駅前広場や、一般県道栗橋停車場線の歩道等の整備を推進します。</u></p> <p><u>■南栗橋8丁目及びその周辺を対象とした地区において、産官学の連携による次世代型のまちづくりに取り組むとともに、地区内の遊歩道及び公園をリニューアルすることにより美しい景観と快適な歩行空間を創出し、居心地が良く歩きたくなる地区の形成を図ります。</u></p> <p>(略)</p>	<p>3. 地区整備の方針</p> <p>(1) 駅を中心とした整備による街の活性化 (略)</p> <p><u>■駅周辺の</u></p> <hr/> <p><u>歩行者環境を整備するため、一般県道栗橋停車場線等の歩道整備を推進します。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>

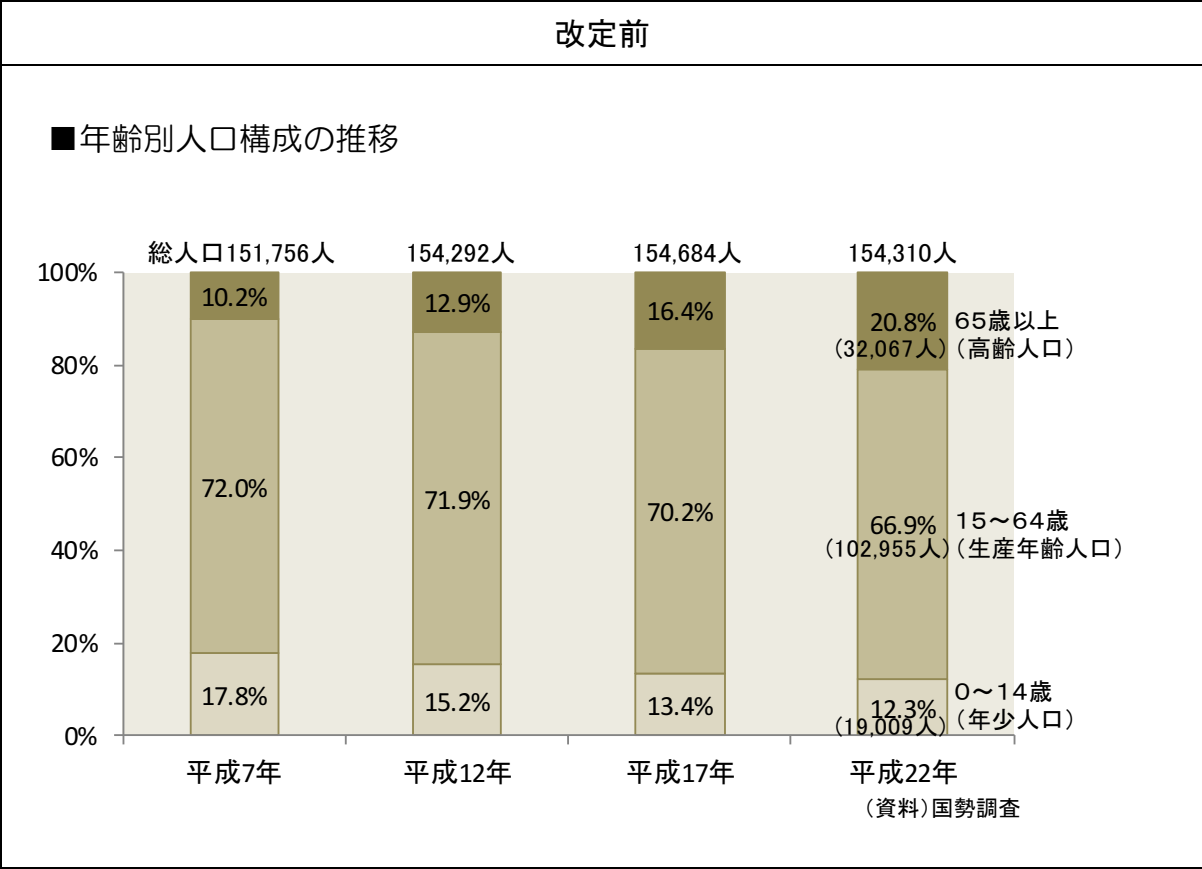
頁 等	改 定 後	改 定 前
62頁	<p>(4) 活力と利便をもたらす都市基盤の整備</p> <p>■主要地方道さいたま栗橋線等の沿道における産業ゾーンの整備を促進し、地域に活力と利便をもたらす新産業の立地誘導を図ります。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 活力と利便をもたらす都市基盤の整備</p> <p>■主要地方道さいたま栗橋線等の沿道における産業ゾーンの整備を促進し、地域に活力と利便をもたらす新産業の立地誘導を図ります。<u>あわせて、国道125号栗橋大利根バイパスの整備を促進します。</u></p> <p>(略)</p>
63頁	<p>■<u>利根川堤防上に防災公園を整備し、地震等の災害時における一時的な避難場所を確保するとともに、同公園内において、水防活動の拠点となる機能や利根川の治水の歴史を学習できる機能などを備えた施設の整備を推進します。</u></p>	<p>(新規)</p>
63頁「地区整備構想図」	<p>別紙16-1参照</p>	<p>別紙16-2参照</p>
65頁	<p>3. 地区整備の方針</p> <p>(2) 駅周辺等の快適性や利便性を向上させる環境の整備</p> <p>(略)</p> <p>■ _____</p> <p>_____ <u>東鷲宮駅周辺におけるバリアフリー化を推進し、快適性・利便性の向上を図ります。</u></p> <p>(略)</p> <p>■ <u>東鷲宮駅周辺の市民による農地の利活用（貸農園など）を促進します。</u></p> <p>■ <u>東鷲宮駅東口において、子育て支援やコミュニティスペース等の機能の集積を図ります。</u></p>	<p>3. 地区整備の方針</p> <p>(2) 駅周辺等の快適性や利便性を向上させる環境の整備</p> <p>(略)</p> <p>■ <u>東鷲宮駅周辺整備事業を推進するとともに、駅周辺の快適性・利便性を向上させるため、東鷲宮駅東西口において高齢者等に対応したエレベーター、エスカレーター等の設置を推進します。</u></p> <p>(略)</p> <p>■ <u>東鷲宮駅周辺の市民による農地の利活用（貸農園など）を促進します。</u></p> <p>(新規)</p>

頁 等	改 定 後	改 定 前
66頁	<p>(4) 計画的で秩序ある市街地及び道路の整備 (略)</p> <p>■公共下水道の整備により、効率的な汚水処理及び雨水排水機能の向上を図ります。</p> <p>■<u>わし宮団地及びその周辺の地域において、賑わいや活力の創出に向け、良好な居住環境の整備に取り組みます。また、調整池の整備をはじめとした浸水対策を進めていくことにより、市街地の防災性の向上を図ります。</u></p>	<p>(4) 計画的で秩序ある市街地及び道路の整備 (略)</p> <p>■公共下水道の整備により、効率的な汚水処理及び雨水排水機能の向上を図ります。</p> <p>(新規)</p>
67頁「地区整備構想図」	別紙17-1参照	別紙17-2参照
79頁	<p>た行 デマンド交通</p> <p><u>利用登録をした人が、電話等の予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態の輸送サービスのこと。</u></p> <p>数字 11号区域</p> <p>市街化調整区域内の既存の集落において、農業振興地域内の農用地<u>区域</u>や甲種・一種農地、<u>集団</u>農地などを除き、一定の道路や排水先が存在する区域について、市長が指定をする区域であり、<u>居住の用に供する一戸建ての住宅（賃貸の用に供するものを除く。）</u>を建築することが可能。</p>	<p>た行 デマンドバス</p> <p><u>予約に応じて乗り合いのバスを走らせ、自宅から目的地、または決められた停留所間の移動を定額で提供する新しい公共交通サービス。</u></p> <p>数字 11号区域</p> <p>市街化調整区域内の既存の集落において、農業振興地域内の農用地や甲種・一種農地、<u>一団の農地</u>などを除き、一定の道路や排水先が存在する区域について、市長が指定をする区域であり、<u>原則として第2種低層住居専用地域に建築できる建築物と同種のもの</u>を建築することが可能。</p>

7 頁【年齢別人口構成の推移】



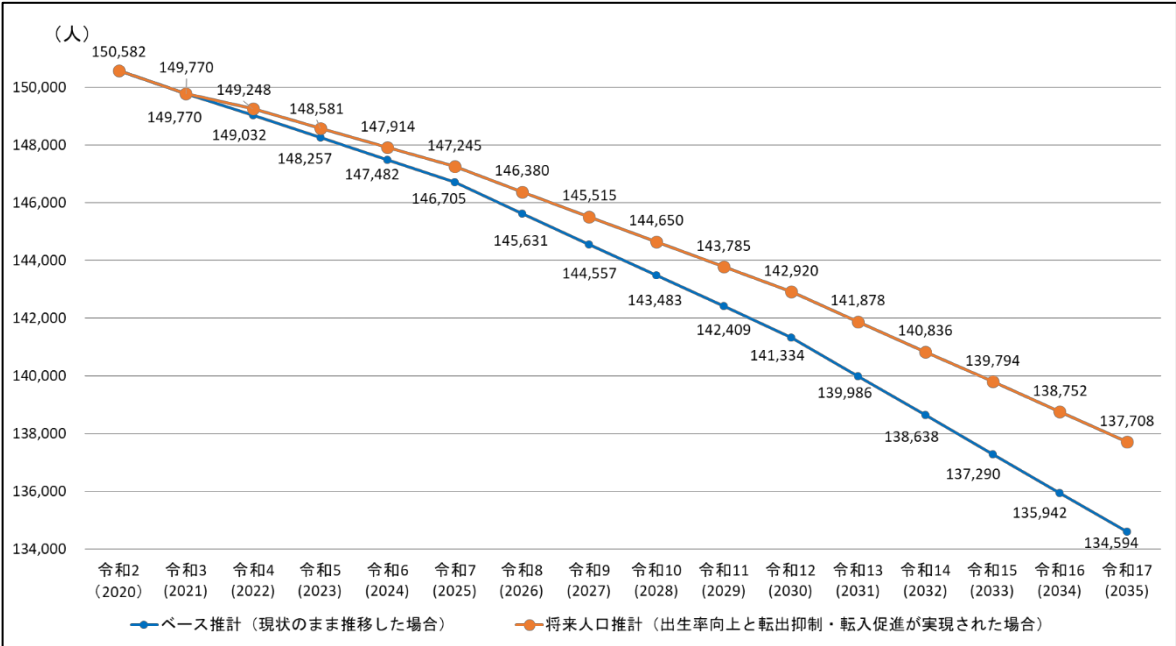
7 頁【年齢別人口構成の推移】



8 頁【将来人口の推計】

改定後

■将来人口の推計



資料：久喜市総合振興計画

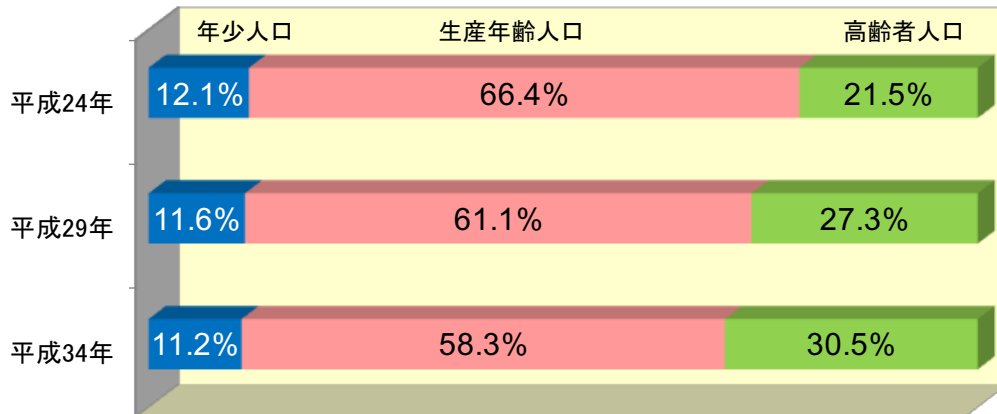
## 8 頁【将来人口の推計】

## 改定前

## ■将来人口の推計

(単位：人、%)

項目	年	平成 24 年	平成 29 年	平成 34 年
	総人口		156,315	153,925
年少人口 (14歳以下)		18,951 (12.1%)	17,879 (11.6%)	16,757 (11.2%)
生産年齢人口 (15～64歳)		103,793 (66.4%)	93,977 (61.1%)	87,356 (58.3%)
高齢者人口 (65歳以上)		33,571 (21.5%)	42,070 (27.3%)	45,672 (30.5%)



## ※実施方法

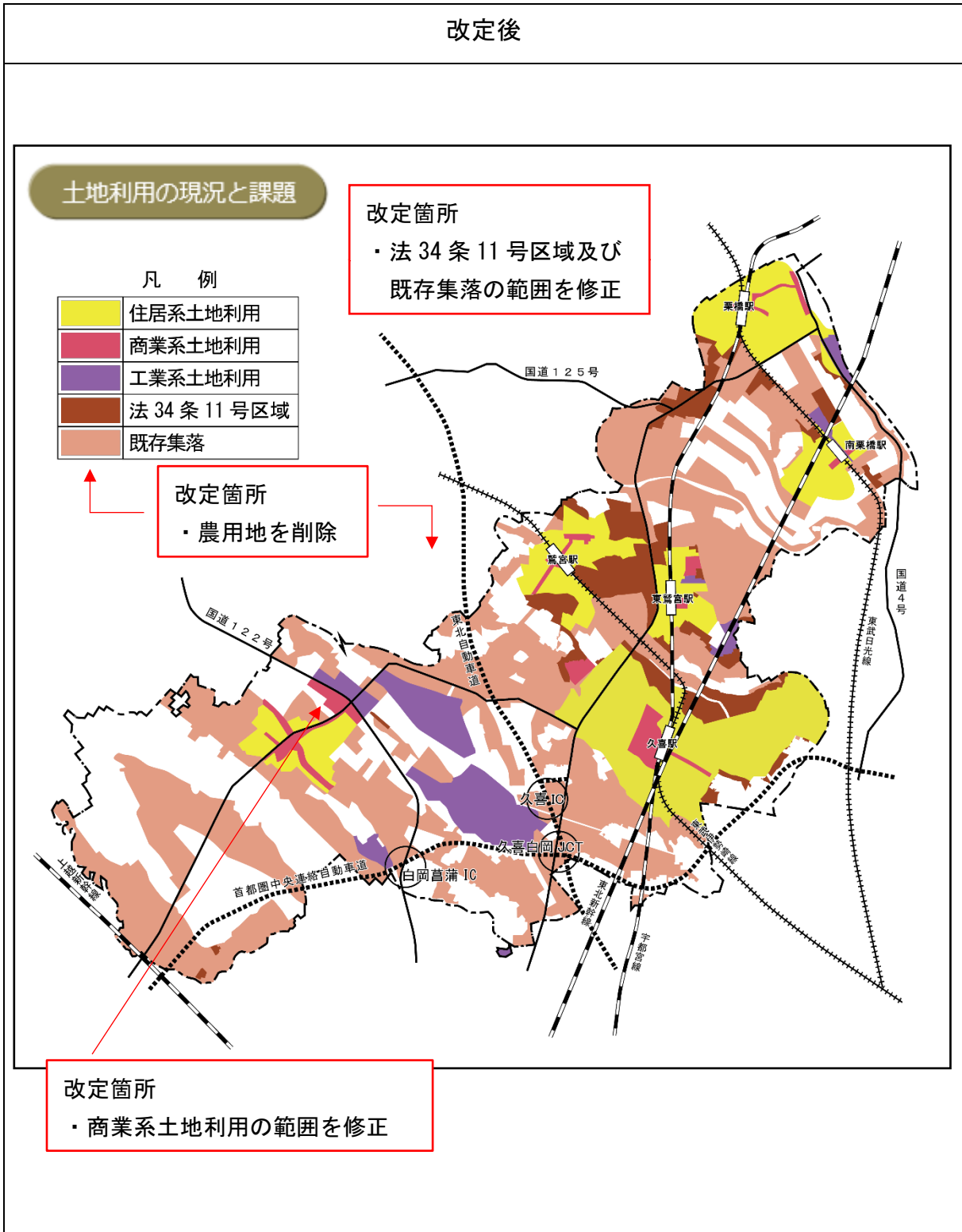
平成9年から平成24年までの住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年1月1日現在）の値を分析し、平成34年までの総人口推計を行いました。

推計にあたっては、平成9年から22年までは、本市を構成する旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町のデータを合算しています。

推計方法は、コーホート変化率法を用いています。コーホートとは、同年または同時期に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとの時間変化を軸に、人口の変化を捉える方法です。

資料：久喜市総合振興計画

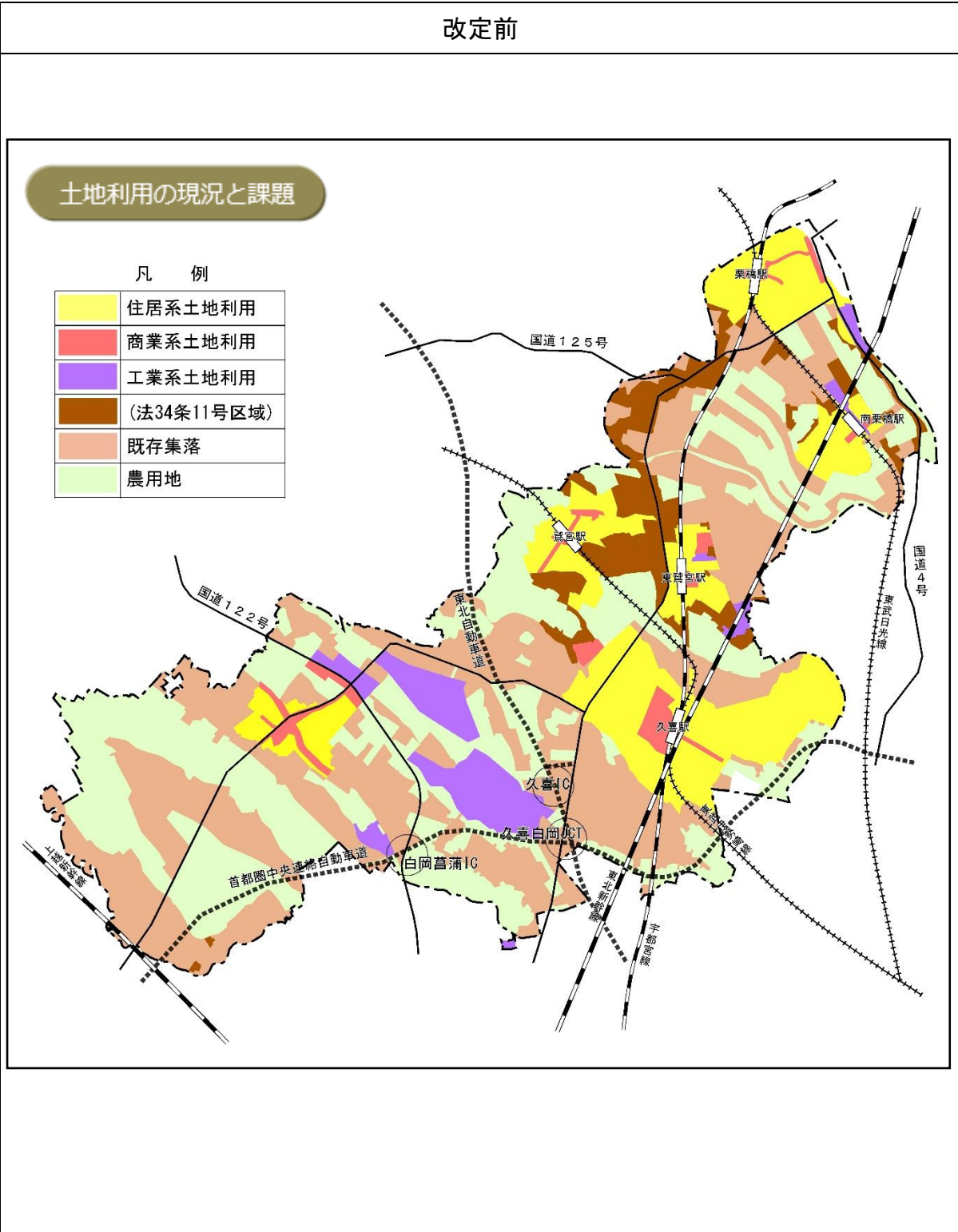
1 2 頁【土地利用の現況と課題】





1 2 頁【土地利用の現況と課題】

改定前



## 1 4 頁【都市計画道路整備率】

改定後

## ■都市計画道路整備率

年	計画延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)
平成30年	108,425	70,055	64,61
令和元年	108,425	70,055	64,61
令和2年	108,425	70,855	65,35

都市計画現況調査データ使用

## 1 4 頁【都市計画道路整備率】

## 改定前

## ■都市計画道路整備率

地区名	計画路線数	計画延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)
久喜地区	13	34,160	24,950	73.04
菖蒲地区	10	20,480	11,280	55.08
栗橋地区	22	24,960	8,770	35.14
鷺宮地区	18	26,850	16,770	62.46
合計	63	106,450	61,770	58.03

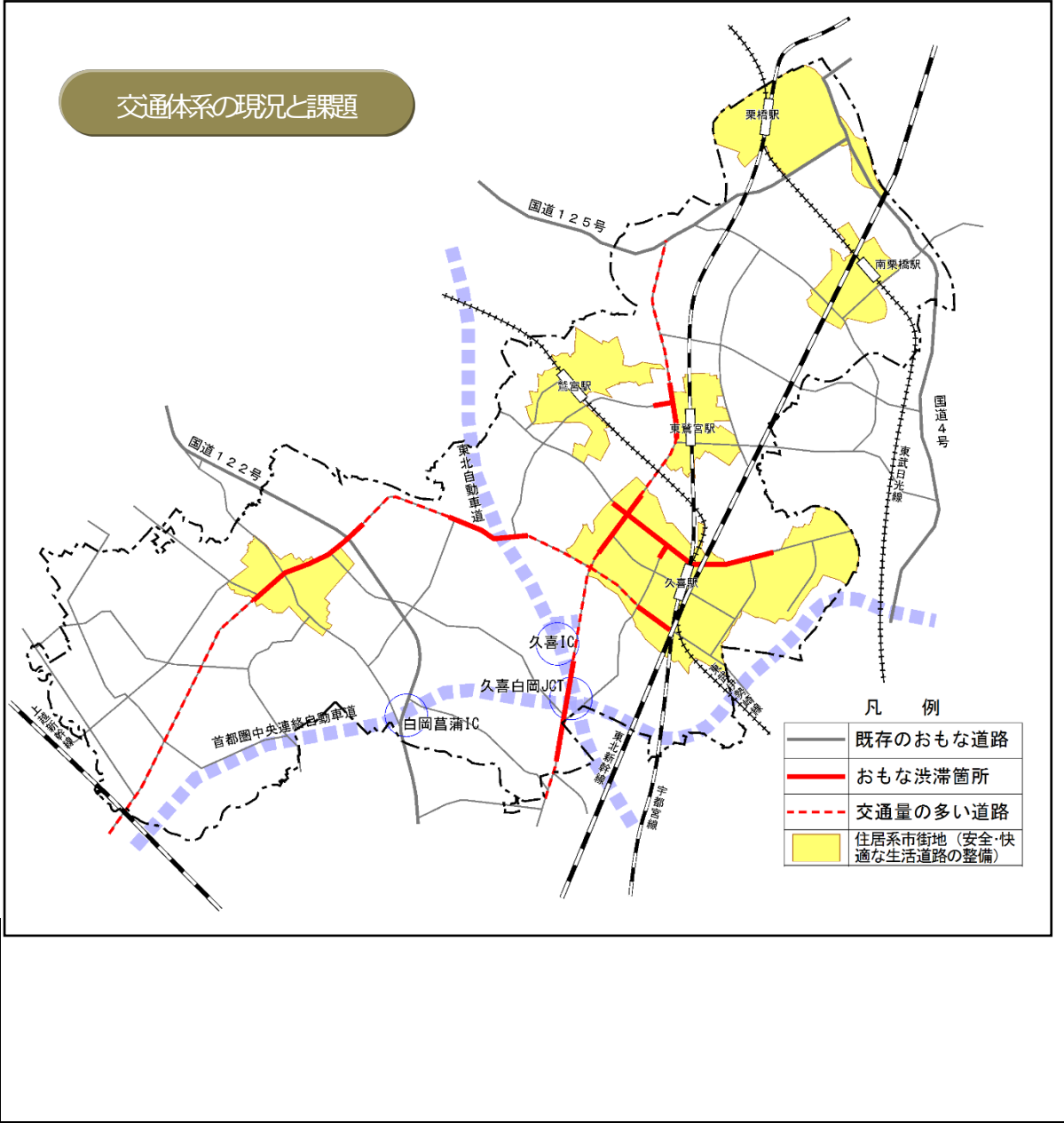
平成23年3月31日現在  
都市計画現況調査データ使用

15頁【交通体系の現況と課題】



15頁【交通体系の現況と課題】

改定前



## 18頁【各地区の主要な公園一覧】

## 改定後

## ■各地区の主要な公園一覧

地区名	公園名	公園の種別	面積 (ha)	公園名	公園の種別	面積 (ha)
久喜地区	青葉公園	近隣公園	3.27	エンゼル公園	近隣公園	1.04
	吉羽公園	近隣公園	1.00	古久喜公園	近隣公園	1.11
	香取公園	近隣公園	2.15	久喜市総合運動公園	運動公園	13.90
	清久公園	近隣公園	2.04	県営久喜菖蒲公園	総合公園	25.80
菖蒲地区	県営久喜菖蒲公園	総合公園	14.20	寺田緑地グラウンド	近隣公園	1.75
	あやめ公園	近隣公園	1.31	ふれあい広場	近隣公園	0.83
	しらすぎ公園	近隣公園	1.58	太鼓田公園	近隣公園	1.62
	福祉健康の森健康公園	地区公園	1.68	三崎の森公園	地区公園	0.58
	森下緑地グラウンド	近隣公園	1.58	菖蒲運動公園	運動公園	4.11
栗橋地区	南栗橋近隣公園	近隣公園	3.31	県営権現堂公園	広域公園	7.70
鷺宮地区	弦代公園	近隣公園	8.22	桜田運動公園	近隣公園	1.13
	沼井公園	近隣公園	3.26	花と香りの公園	近隣公園	1.31

令和4年4月1日現在

## 改定箇所

- ・ 八束緑地グラウンド及び上大崎運動公園を削除

## 改定箇所

- ・ 菖蒲運動公園を追加

## 18頁【各地区の主要な公園一覧】

## 改定前

## ■各地区の主要な公園一覧

地区名	公園名	公園の種別	面積(ha)	公園名	公園の種別	面積(ha)
久喜地区	青葉公園	近隣公園	3.27	エンゼル公園	近隣公園	1.04
	吉羽公園	近隣公園	1.00	古久喜公園	近隣公園	1.11
	香取公園	近隣公園	2.15	久喜市総合運動公園	運動公園	13.90
	清久公園	近隣公園	2.04	県営久喜菖蒲公園	総合公園	25.80
菖蒲地区	県営久喜菖蒲公園	総合公園	14.20	ふれあい広場	近隣公園	0.83
	あやめ公園	近隣公園	1.31	太鼓田公園	近隣公園	1.62
	しらさぎ公園	近隣公園	1.58	上大崎運動公園	地区公園	3.90
	八束緑地グラウンド	近隣公園	2.87	福祉健康の森健康公園	地区公園	1.68
	森下緑地グラウンド	近隣公園	1.58	三崎の森公園	地区公園	0.58
	寺田緑地グラウンド	近隣公園	1.75			
栗橋地区	南栗橋近隣公園	近隣公園	3.31	県営権現堂公園	広域公園	7.70
鷺宮地区	弦代公園	近隣公園	8.22	桜田運動公園	近隣公園	1.13
	沼井公園	近隣公園	3.26	花と香りの公園	近隣公園	1.31

平成 24 年 4 月 1 日現在

18頁【緑・水の現況と課題】

改定後



緑・水の現況と課題

改定箇所  
・ 菅蒲運動公園を追加

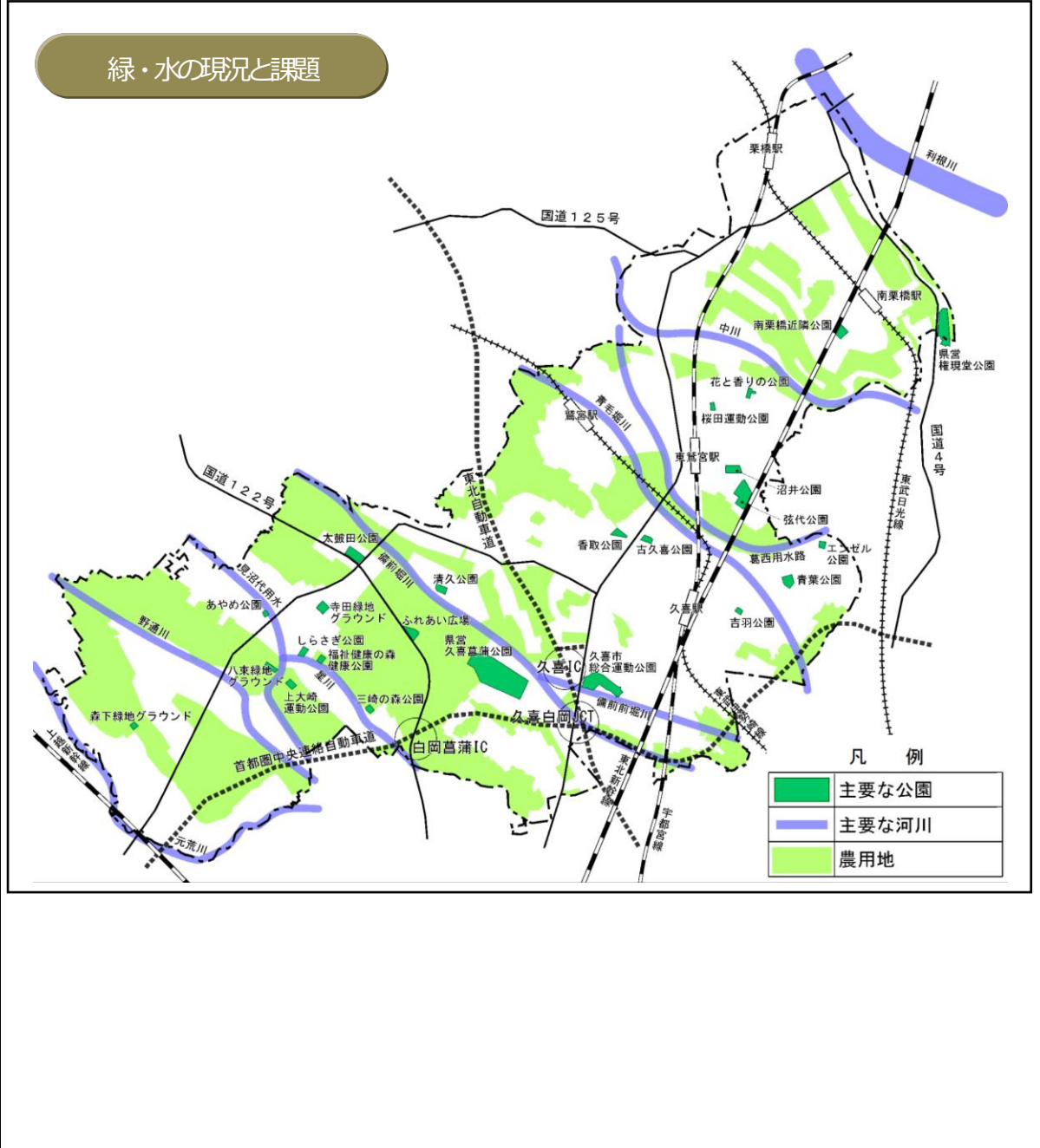
改定箇所  
・ 「農用地」「主要な河川」を修正

改定箇所  
・ 農用地区域の範囲を修正  
・ 八束緑地グラウンド及び上大崎運動公園を削除



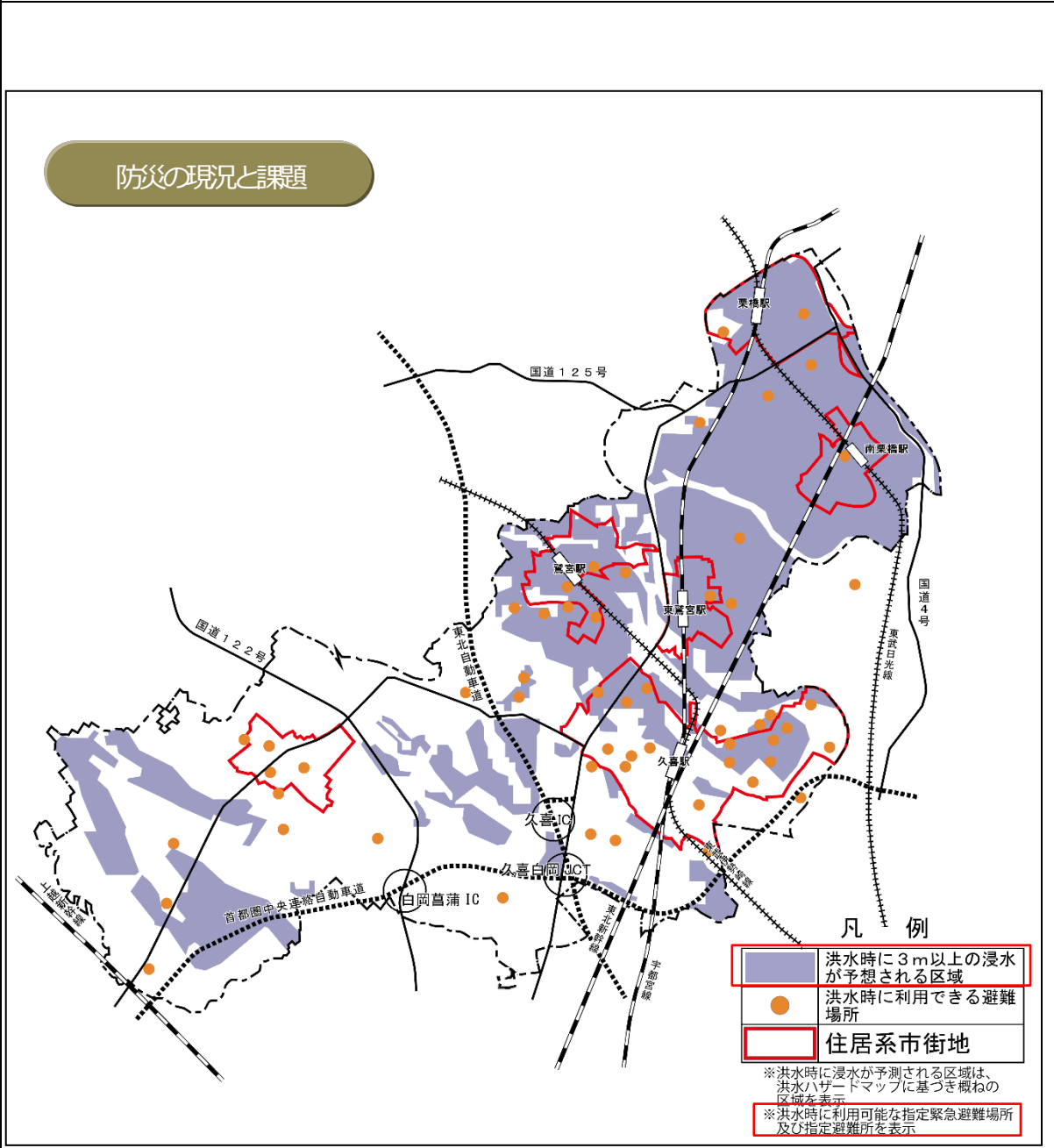
18頁【緑・水の現況と課題】

改定前



20頁【防災の現況と課題】

改定後

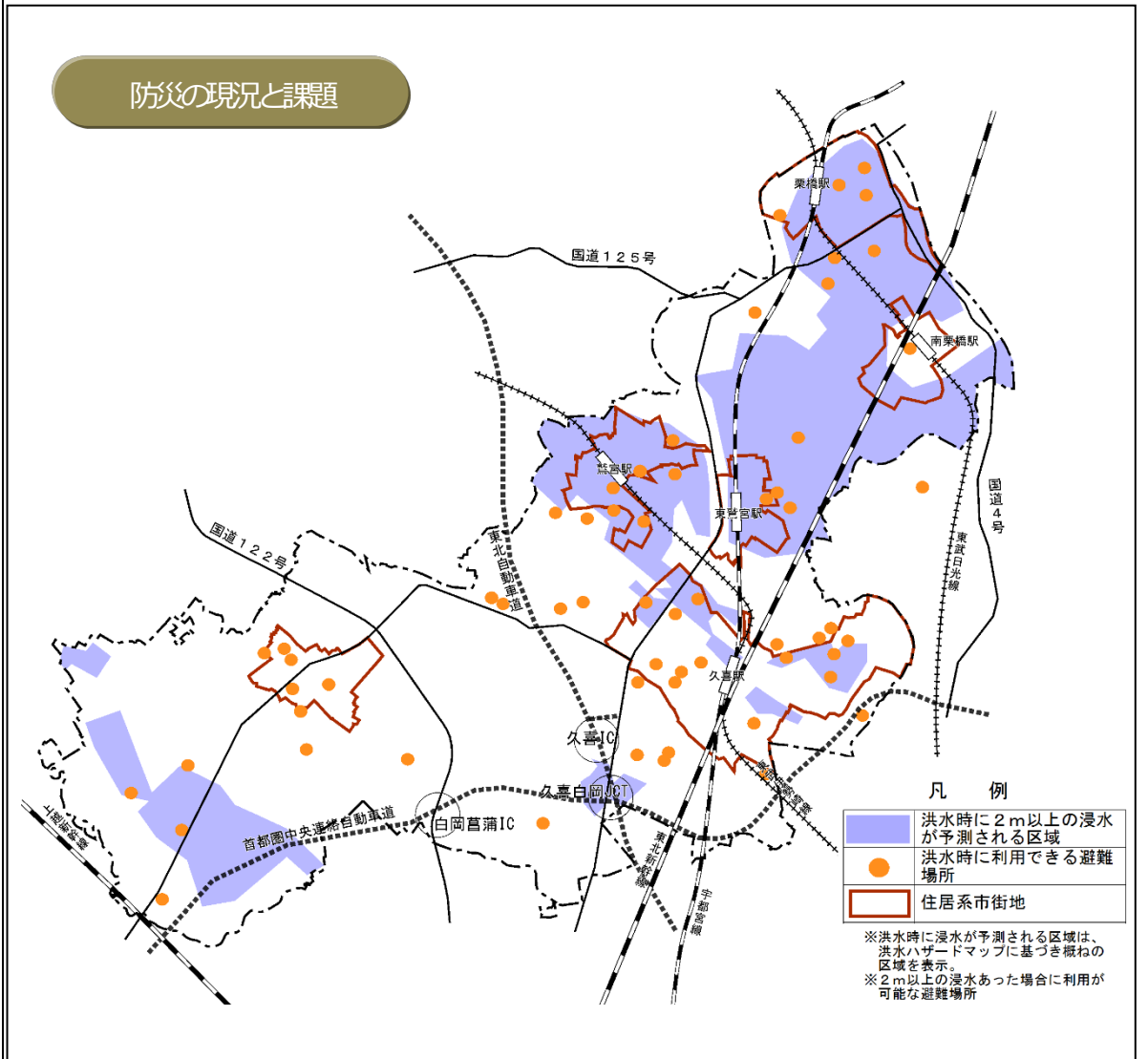


※上記の図は「久喜市防災ハザードマップ(2019年3月作成)」の洪水ハザードマップにおいて、想定浸水深が3.0m以上である箇所を図示したものです。

- 改定箇所**
- ・ 現行の防災ハザードマップ及び地域防災計画に合わせて、浸水が想定される区域及び避難場所を修正

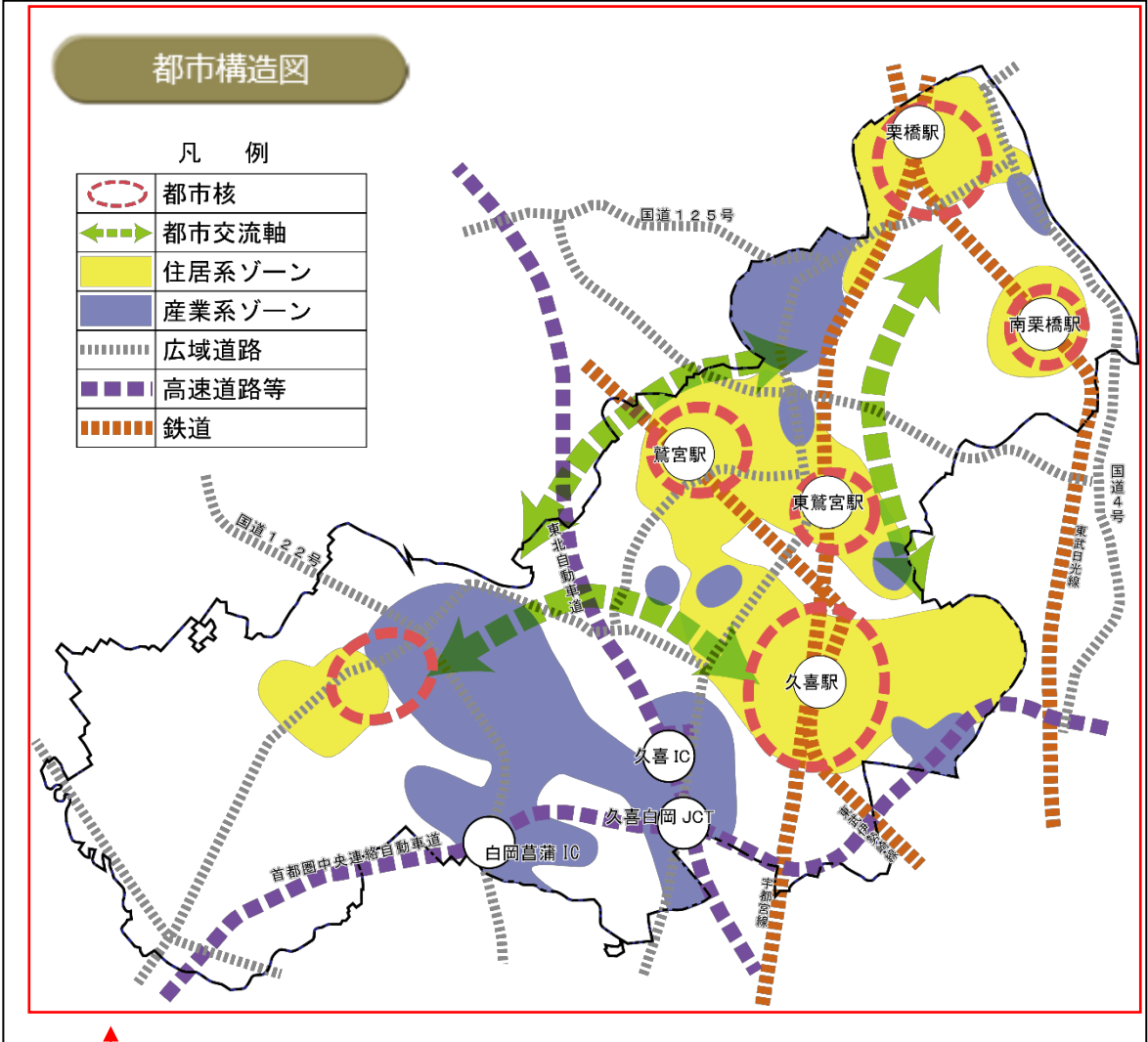
20頁【防災の現況と課題】

改定前



※上記図は「洪水ハザードマップ」(旧久喜市・旧菅蒲町・旧栗橋町・旧鷲宮町)に基づき、1階の軒下までが浸水する程度とされている2.0m以上の浸水被害が想定される箇所について整理し、新規に作成したものです。

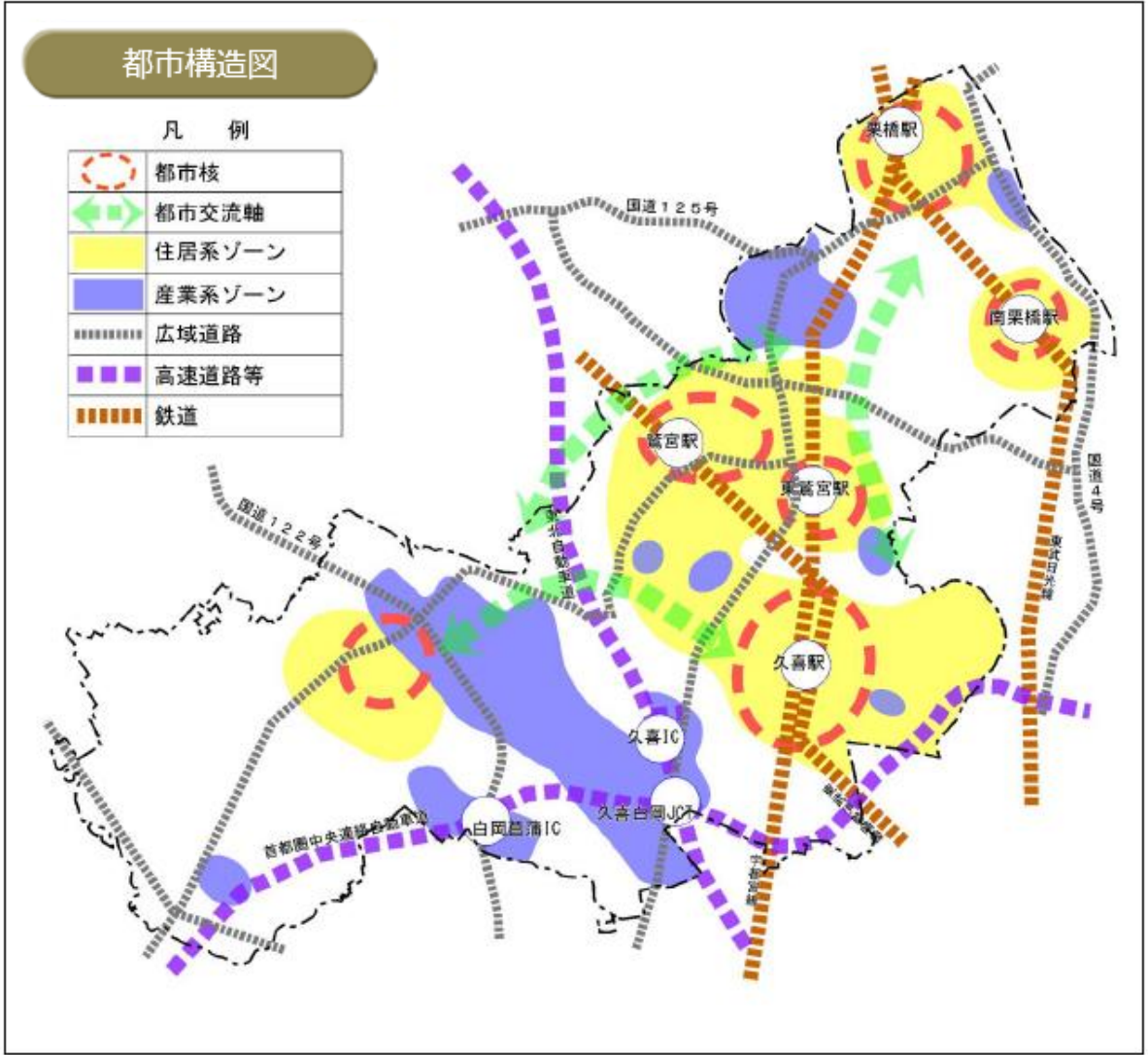
改定後



改定箇所

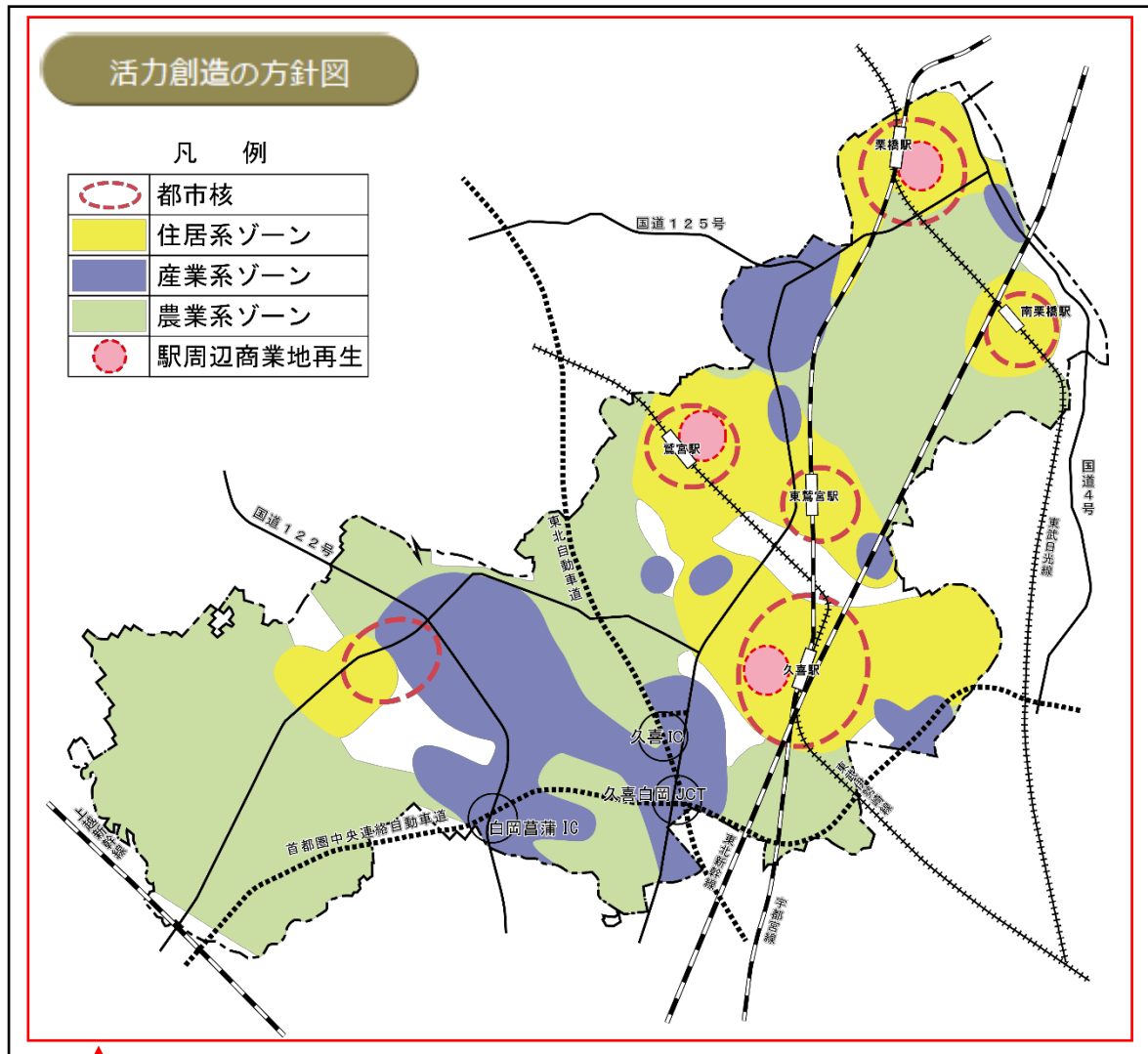
- ・各ゾーンを第2次総合振興計画に合わせて修正

改定前



35頁【活力創造の方針図】

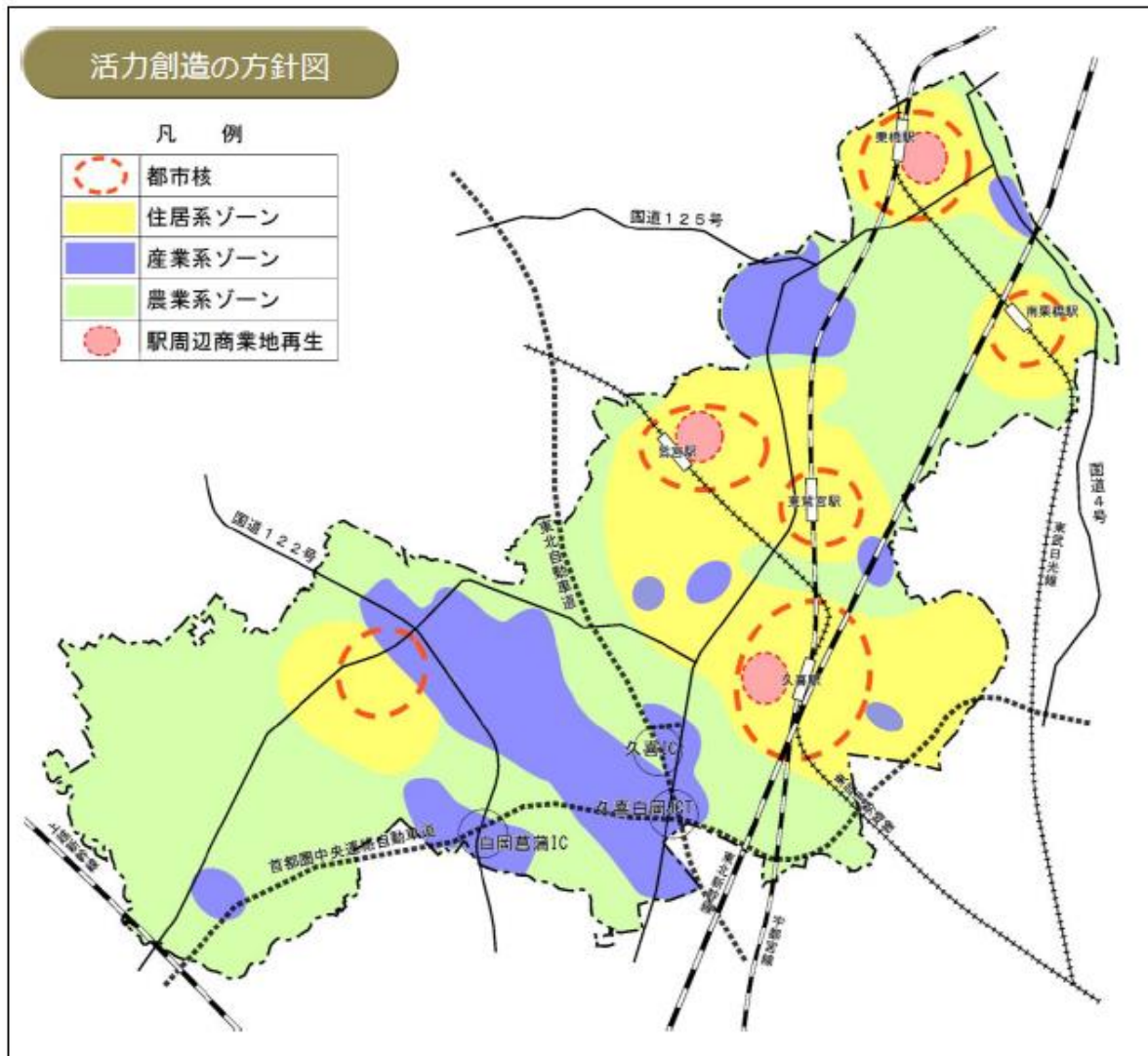
改定後



改定箇所  
 ・各ゾーンを第2次総合振興計画に合わせて修正

35頁【活力創造の方針図】

改定前



39頁【交流推進の方針図】










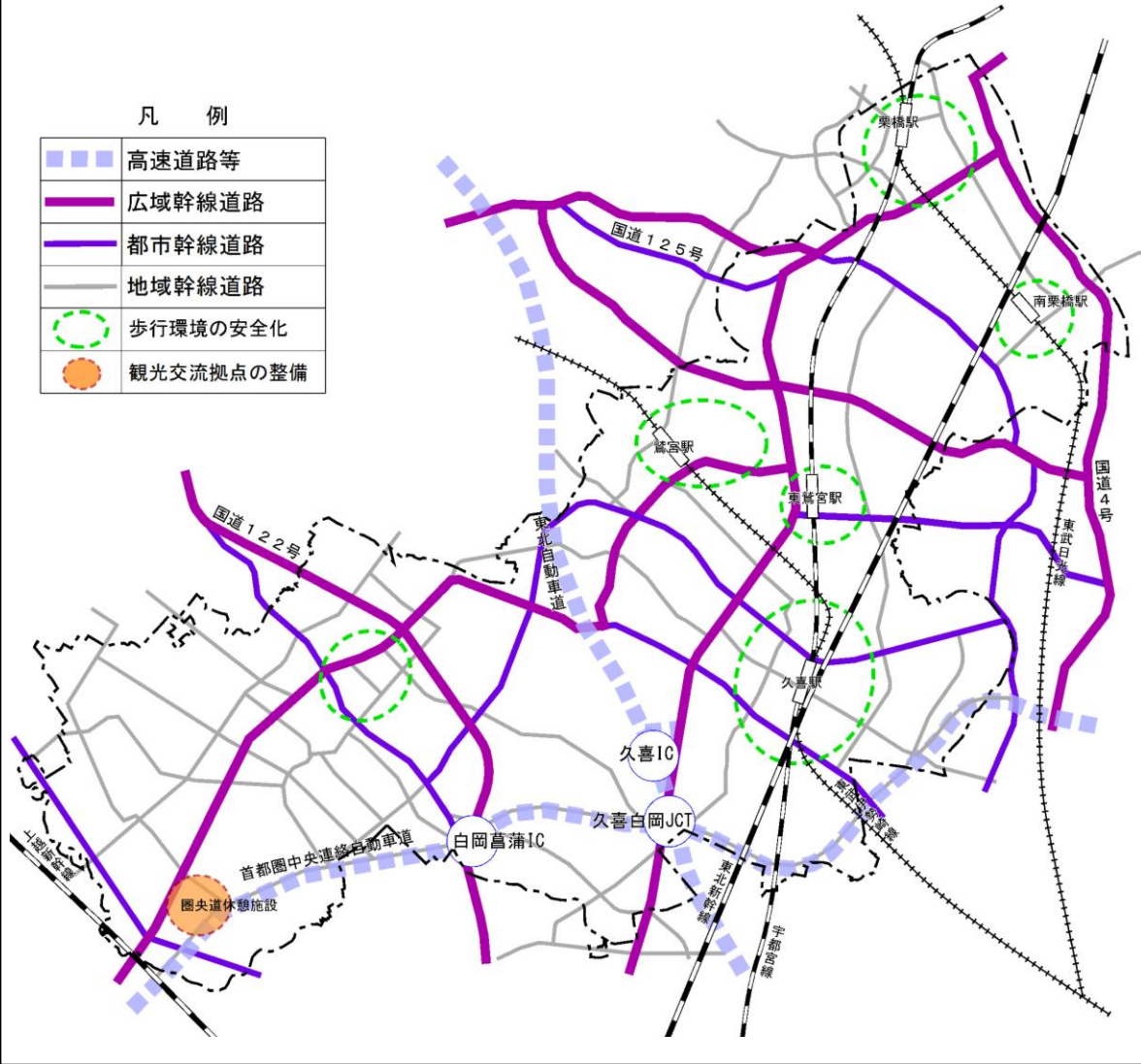
39頁【交流推進の方針図】

改定前

交流推進の方針図

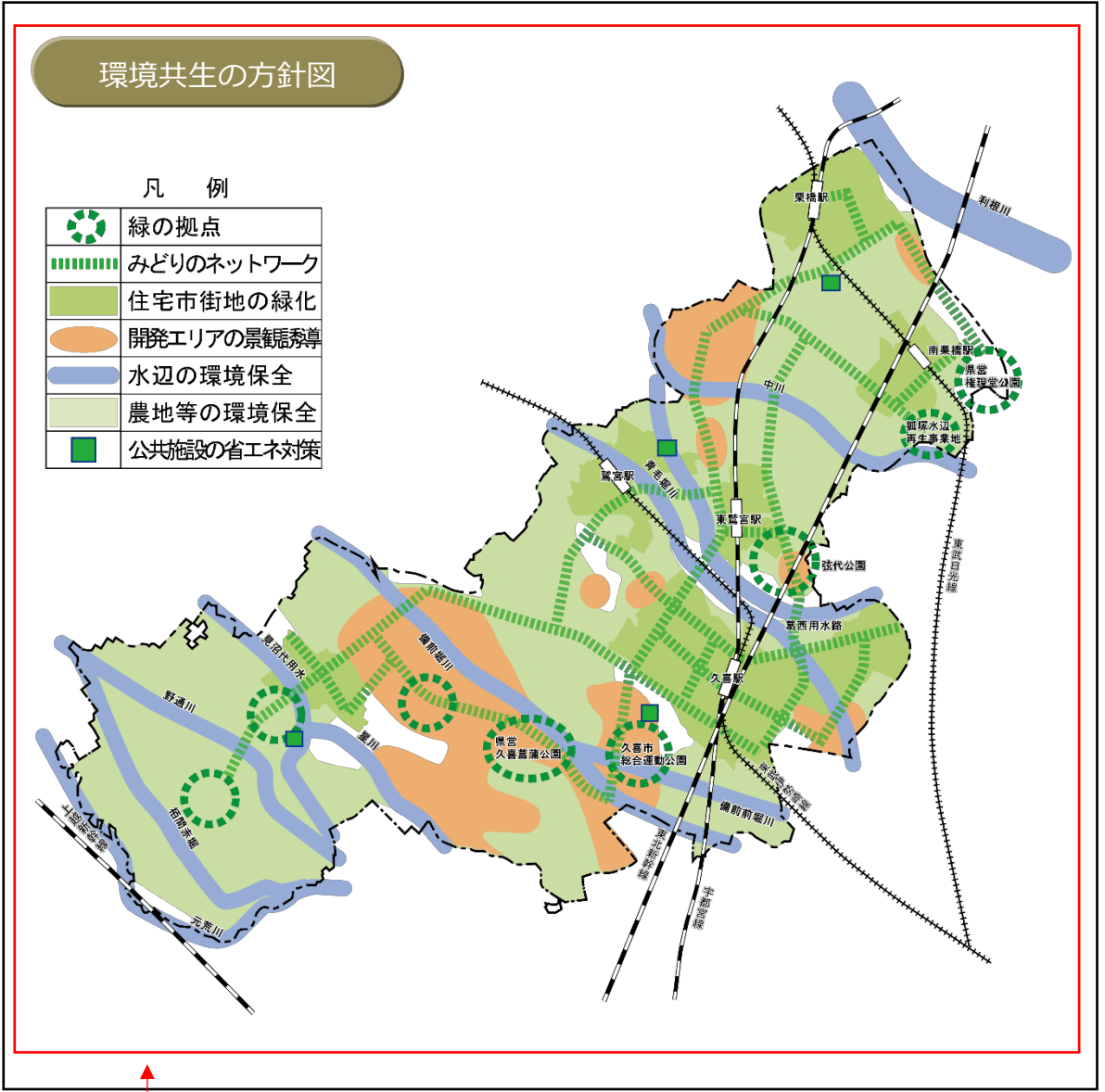
凡 例

	高速道路等
	広域幹線道路
	都市幹線道路
	地域幹線道路
	歩行環境の安全化
	観光交流拠点の整備



44頁【環境共生の方針図】

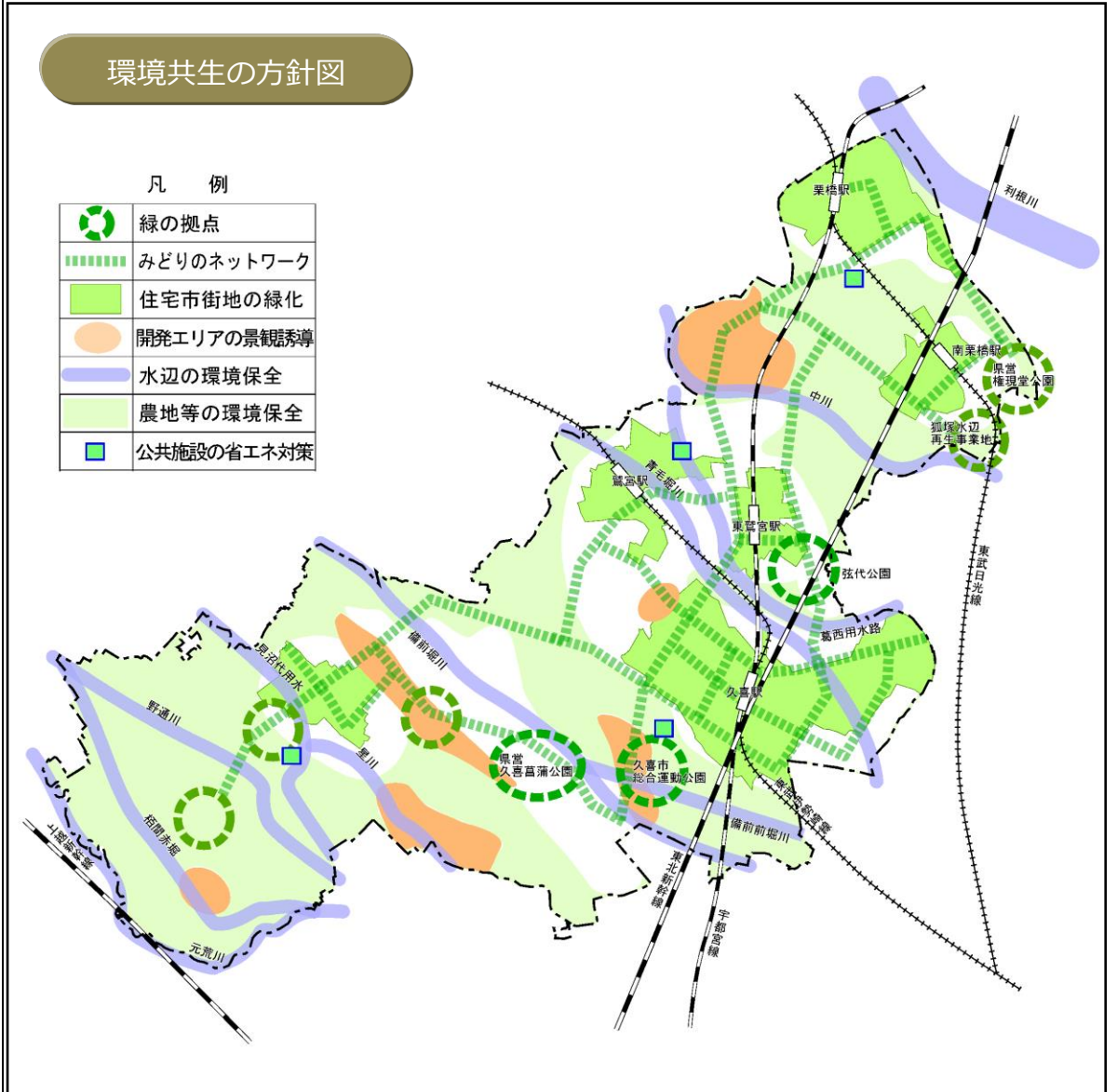
改定後



- 改定箇所
- ・ 産業系ゾーンの修正に合わせ、開発エリアの景観誘導の範囲を修正
  - ・ 農地等の環境保全の範囲を修正

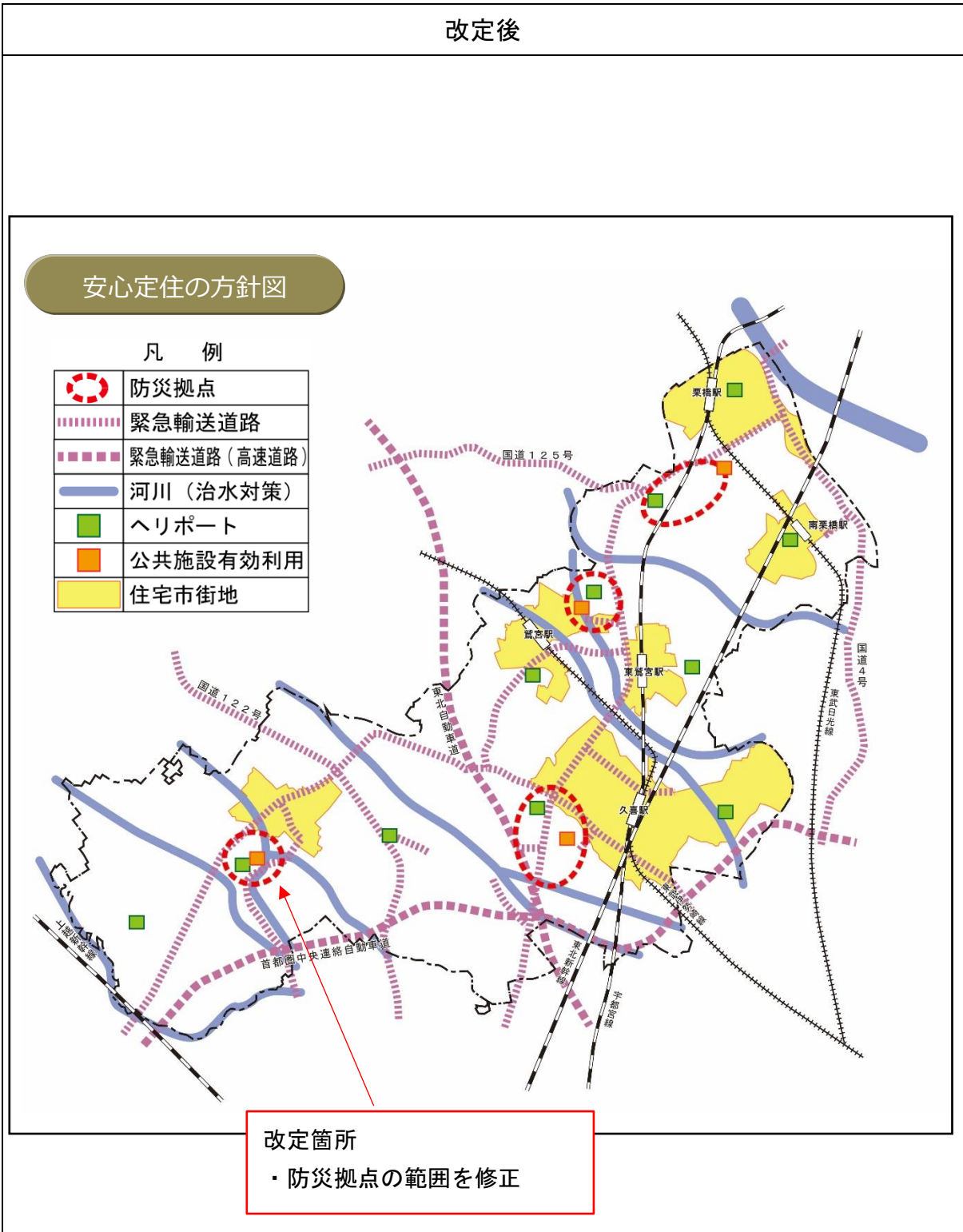
44頁【環境共生の方針図】

改定前



48頁【安心定住の方針図】

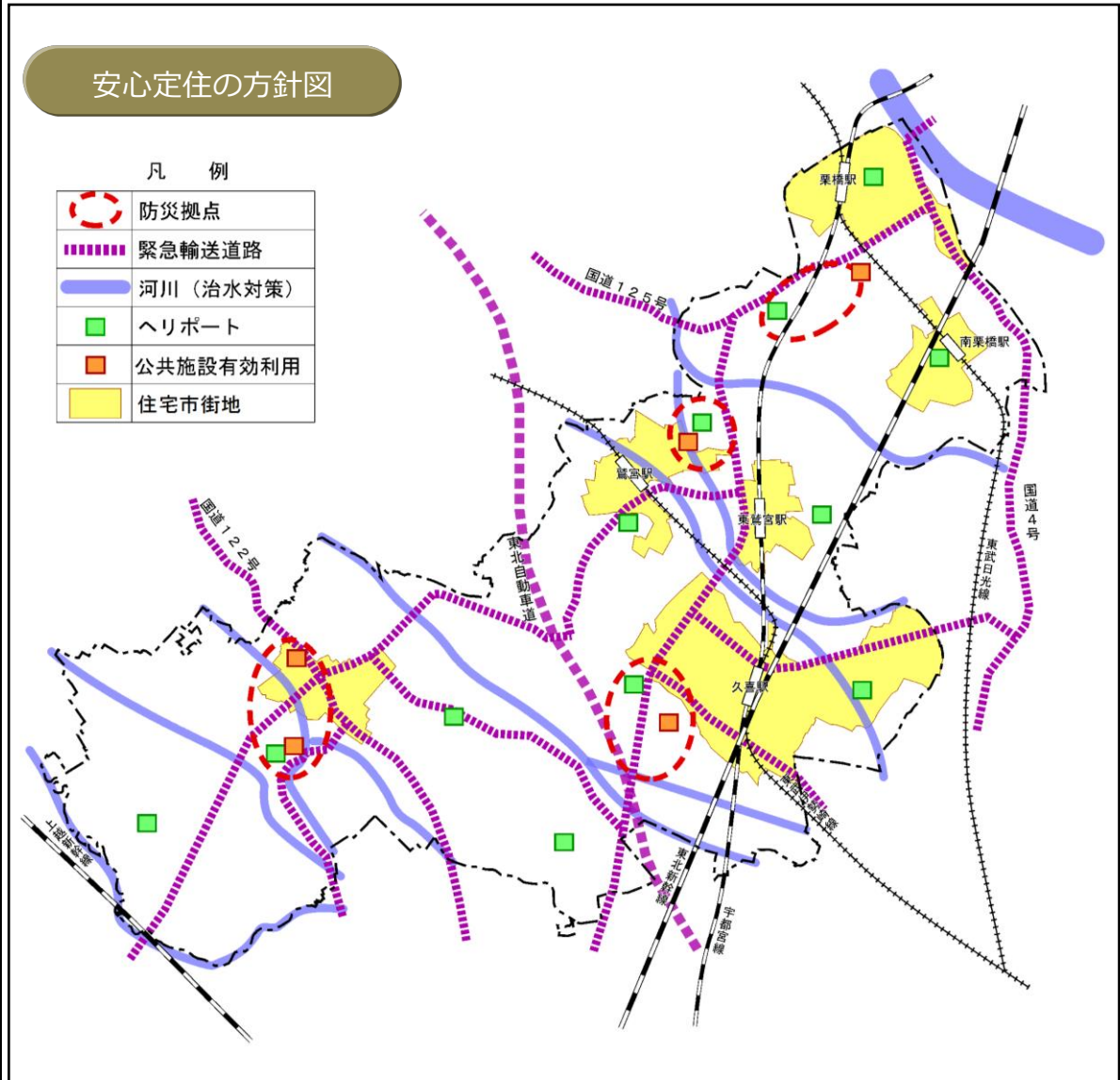
改定後



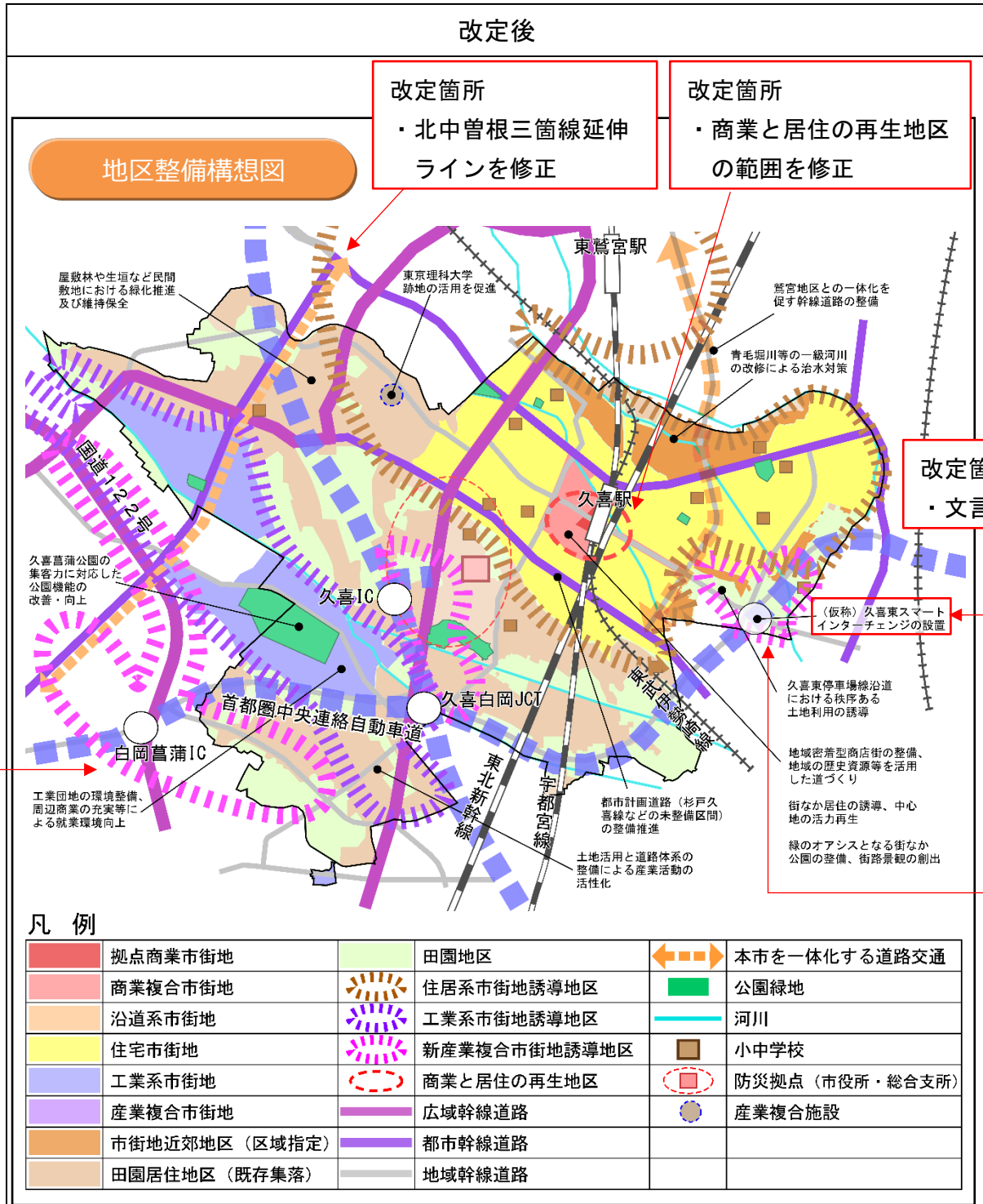
- 改定箇所
- ・ 旧菖蒲高校及び旧江面第二小学校を削除
  - ・ 埼玉県緊急輸送道路ネットワーク図に合わせ、緊急輸送道路の位置等を修正

48頁【安心定住の方針図】

改定前



55頁【地区整備構想図】（久喜地区）



**改定箇所**

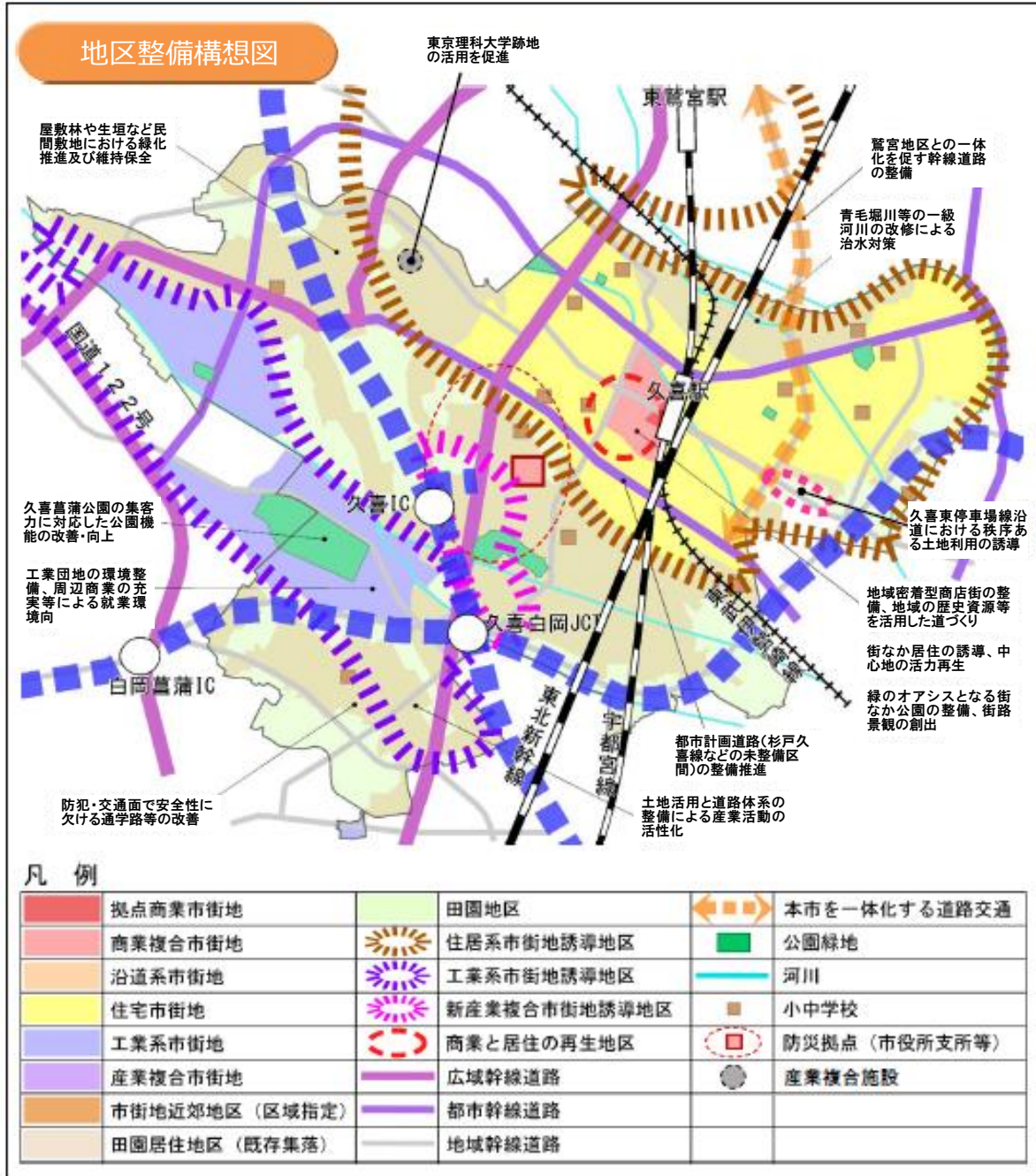
- ・新産業複合市街地誘導地区の範囲を拡張

**改定箇所**

- ・市街地近郊地区（区域指定）及び田園居住地区（既存の集落）の範囲を修正
- ・旧江面第二小学校を削除

55頁【地区整備構想図】(久喜地区)

改定前



59頁【地区整備構想図】(菖蒲地区)

改定箇所

- ・バスターミナルの追加

改定後

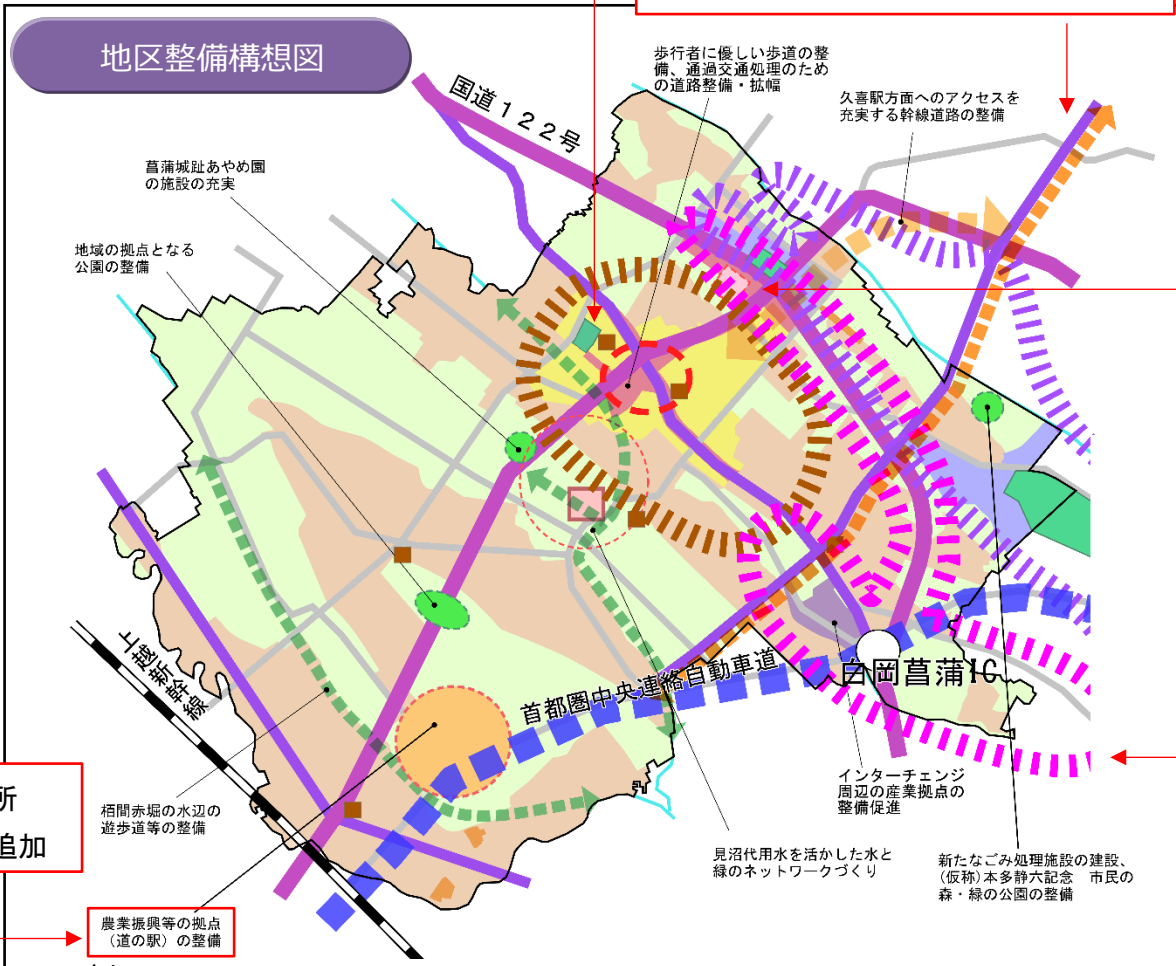
改定箇所

- ・旧菖蒲高校跡地を公園緑地に修正

改定箇所

- ・北中曽根三箇線延伸ラインを修正

地区整備構想図



改定箇所

- ・文言追加

凡例

	拠点商業市街地		田園地区		本市を一体化する道路交通
	商業複合市街地		住居系市街地誘導地区		観光交流施設
	沿道系市街地		工業系市街地誘導地区		公園緑地(現況)
	住宅系市街地		新産業複合市街地誘導地区		公園緑地(構想)
	工業系市街地		商業と居住の再生地区		水と緑のネットワーク
	産業複合市街地		広域幹線道路		河川
	市街地近郊地区(区域指定)		都市幹線道路		小中学校
	田園居住地区(既存集落)		地域幹線道路		防災拠点(市役所・総合支所)
					バスターミナル

改定箇所

- ・旧菖蒲南中学校を削除
- ・市街地近郊地区(区域指定)及び田園居住地区(既存の集落)の範囲を修正

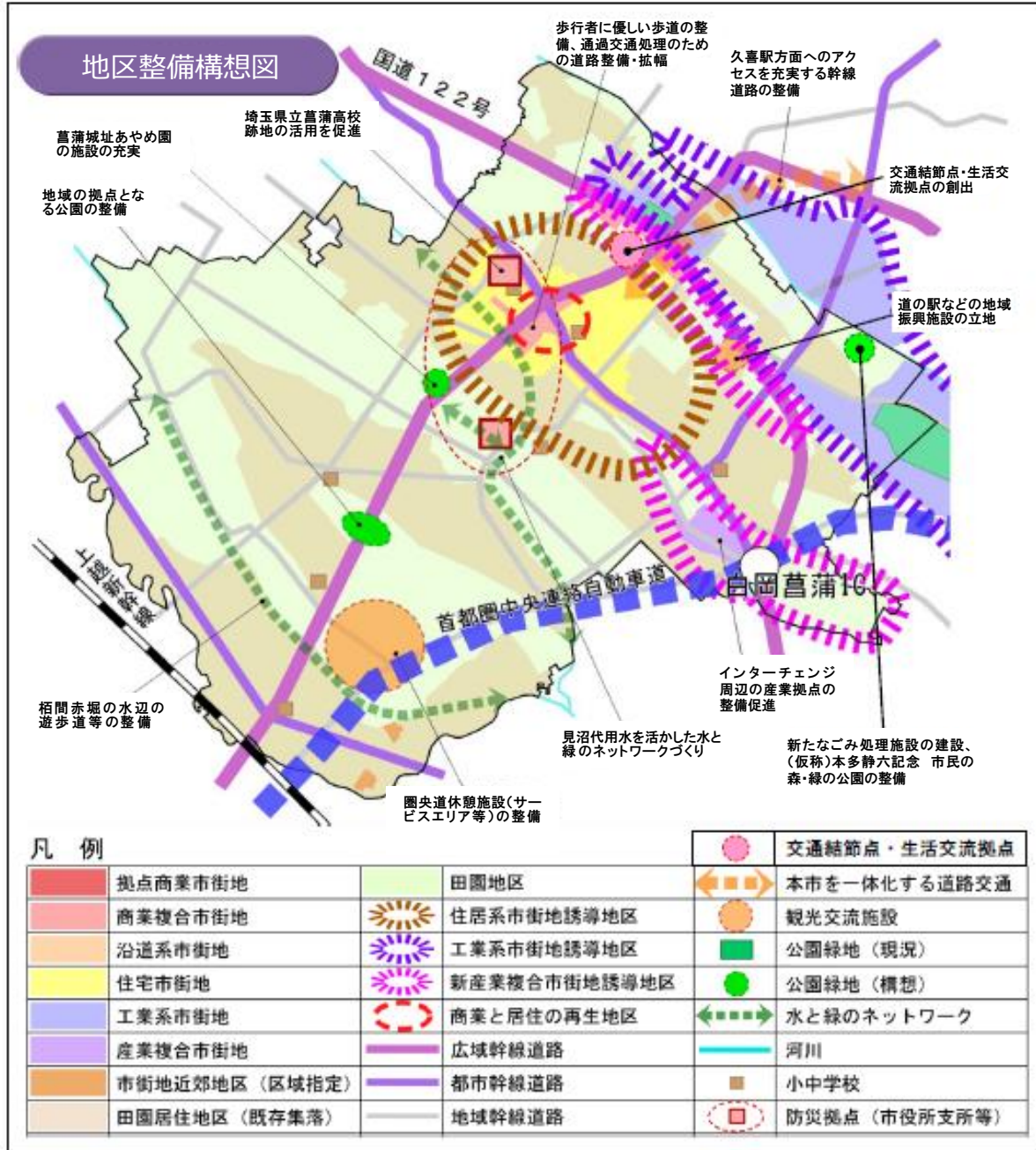
改定箇所

- ・新産業複合市街地誘導地区を拡張



59頁【地区整備構想図】（菖蒲地区）

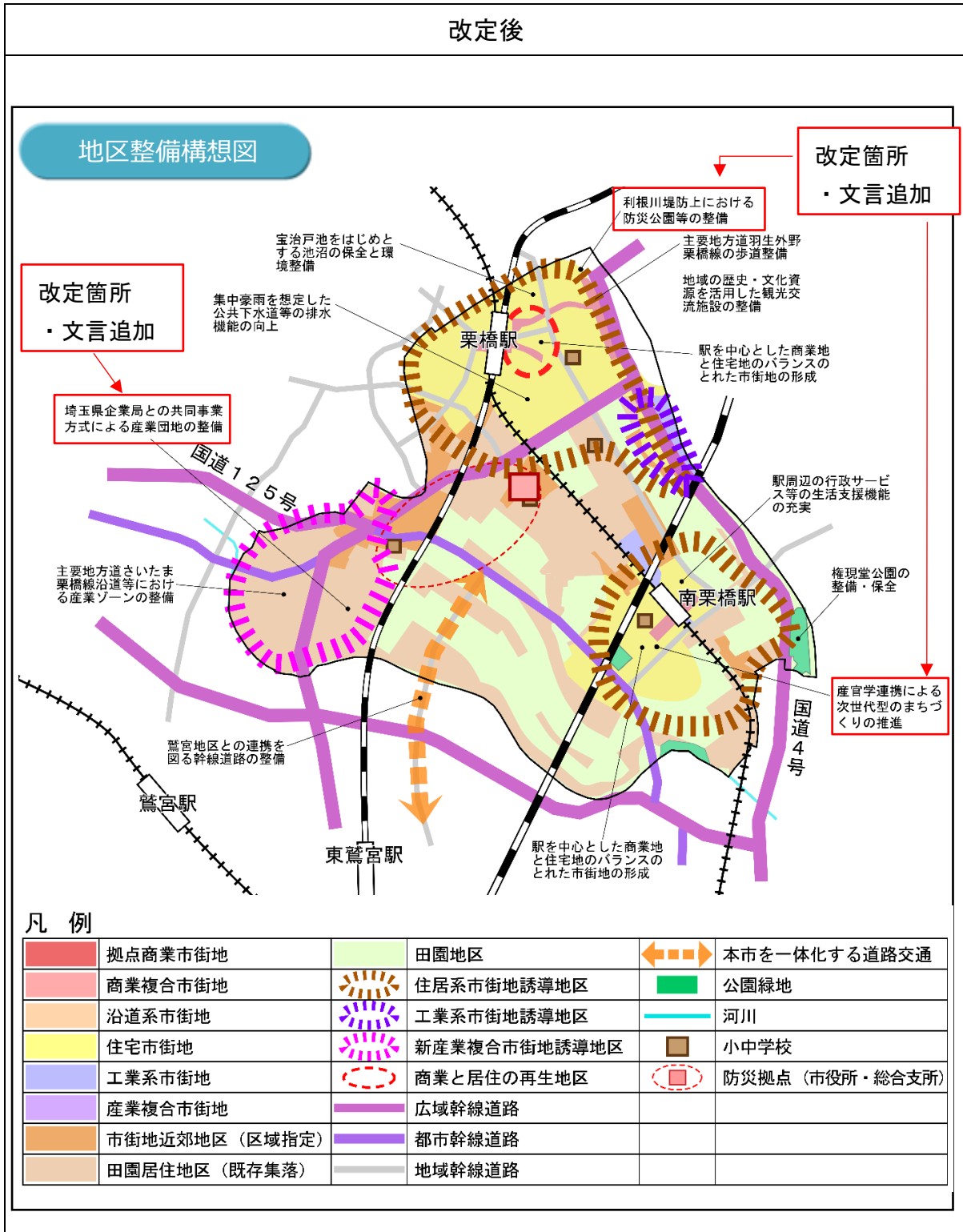
改定前



凡例

	拠点商業市街地		田園地区		交通結節点・生活交流拠点
	商業複合市街地		住居系市街地誘導地区		本市を一体化する道路交通
	沿道系市街地		工業系市街地誘導地区		観光交流施設
	住宅市街地		新産業複合市街地誘導地区		公園緑地(現況)
	工業系市街地		商業と居住の再生地区		公園緑地(構想)
	産業複合市街地		広域幹線道路		水と緑のネットワーク
	市街地近郊地区(区域指定)		都市幹線道路		河川
	田園居住地区(既存集落)		地域幹線道路		小中学校
					防災拠点(市役所支所等)

63頁【地区整備構想図】(栗橋地区)



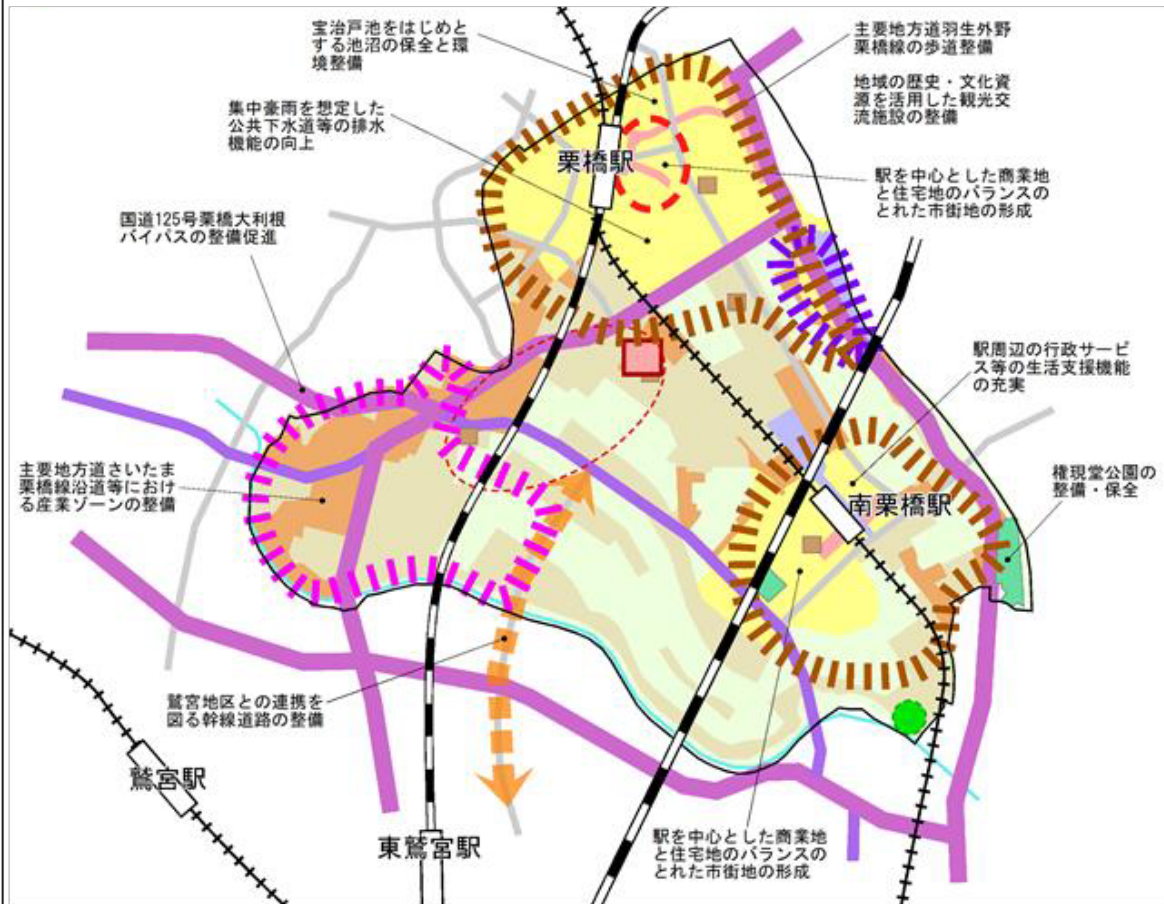
改定箇所

- ・市街地近郊地区(区域指定)及び田園居住地区(既存の集落)の範囲を修正
- ・新産業複合市街地誘導地区の範囲を修正

63頁【地区整備構想図】(栗橋地区)

改定前

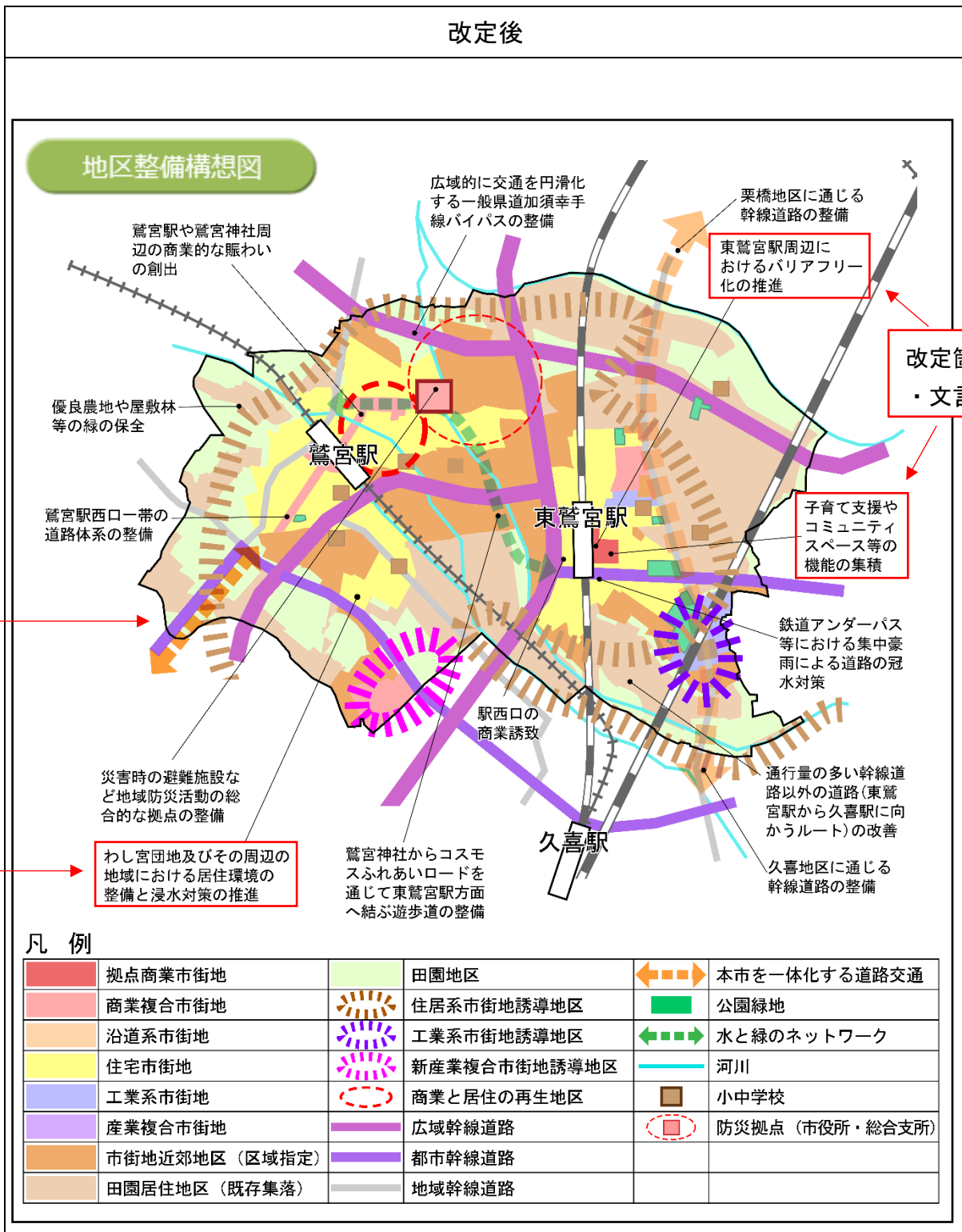
地区整備構想図



凡例

	拠点商業市街地		田園地区		本市を一体化する道路交通
	商業複合市街地		住居系市街地誘導地区		公園緑地
	沿道系市街地		工業系市街地誘導地区		公園緑地(構想)
	住宅市街地		新産業複合市街地誘導地区		河川
	工業系市街地		商業と居住の再生地区		小中学校
	産業複合市街地		広域幹線道路		防災拠点(市役所支所等)
	市街地近郊地区(区域指定)		都市幹線道路		
	田園居住地区(既存集落)		地域幹線道路		

67頁【地区整備構想図】（鷺宮地区）



改定箇所  
・文言追加

改定箇所  
・市街地近郊地区（区域指定）及び田園居住地区（既存の集落）の範囲を修正

改定箇所  
・北中曽根三箇線延伸ラインを修正

67頁【地区整備構想図】（鷺宮地区）

改定前

